

# 政策資料

No.219

《復刊114号》  
1984年12月1日

巻頭言 安永英雄 ..... 1

## 特 集

1985年度（昭和60年度）予算編成にむけて	2
● 1985年度（昭和60年度）予算編成とわが党の考え方	2
● 1985年度（昭和60年度）予算案各省概算要求の問題点	3

## 資 料

● 田中角栄被告有罪判決一周年を迎えて（談話）	27
● 人事院勧告の早期完全実施の申し入れ	28
● 地方財政負担増の中止と自治体行財政の拡充を求める申し入れ	29
● 「有事立法」制定の中間報告に対する抗議談話	30
● 原子力関係施設建設中止に関する申し入れ	32
● 衆議院定数訴訟・東京高裁判決について（談話）	33

日本社会党政策審議会





## わが党の教育改革

安 永 英 雄

政策審議会副会長

八月五日臨時教育審議会設置法がわれわれの激しい抵抗にもかかわらず、成立した。早速二十五名の委員が指名され、国会の承認も受けていないが、各委員は勝手な放言を発表している。

教育勅語復活論を始め「教育基本法の見直しが必要である」「教育改革は教員の資質の向上で九割は達成出来る」これ等の説に今さら驚くには当らないのである。中曾根「教育改革が臨教審設置法案として上程された時を中心にして、諸説百出したが、その同調者か、もしくは戦後教育の理念に対する非難を持つ人々が指名されていると考えられるからである。設置法には「教育基本法の精神にのつとり」という文言はあるが「教育基本法の

枠を越えた論議もあつてよいのではないか」という文部大臣の発言もあり二十五名の審議会の教育改革案作りに危険なものを感じるし、期待はもたない。現に言論機関の世論調査の結果を見ても五〇%近くは期待をしないと答えている。われわれは恒久平和と基本的人権主権在民を根本理念とした憲法と教育の目的を規定した教育基本法を持つている。人間性の完成

う。現在の教育制度、学校制度とその運営に不満を表明する国民、もあり二十五名の審議会の教育改革案作りに危険なものを感じるし、期待はもたない。現に言論機関の世論調査の結果を見ても五〇%近くは期待をしないと答えている。われわれは恒久平和と基本的人権主権在民を根本理念とした憲法と教育の目的を規定した教育基本法を持つている。人間性の完成

う。現在の教育制度、学校制度とその運営に不満を表明する国民、もあり二十五名の審議会の教育改革案作りに危険なものを感じるし、期待はもたない。現に言論機関の世論調査の結果を見ても五〇%近くは期待をしないと答えている。われわれは恒久平和と基本的人権主権在民を根本理念とした憲法と教育の目的を規定した教育基本法を持つている。人間性の完成

され、子供達の生きる力を抑圧している。そこに非行、暴力、受験競争等の問題として教育の荒廃が進みつつある。改憲軍事大国化の国家主義教育政策を示向すればする

ことは、今日もつともさし迫った共通の課題である。それは地域住民の英知と努力を集め、総がかりに取り組むことなしには前進させることは出来ない難しい事業である。一人ひとりが担い手として参加し協力することから始めら

れる。その中核にわれわれが立たねばならない。このことがわが党の教育改革活動の場であると信じる。(やすながひでお・参議院議員)

され、子供達の生きる力を抑圧している。そこに非行、暴力、受験競争等の問題として教育の荒廃が進みつつある。改憲軍事大国化の国家主義教育政策を示向すればする

ことは、今日もつともさし迫った共通の課題である。それは地域住民の英知と努力を集め、総がかりに取り組むことなしには前進させることは出来ない難しい事業である。一人ひとりが担い手として参加し協力することから始めら

れる。その中核にわれわれが立たねばならない。このことがわが党の教育改革活動の場であると信じる。(やすながひでお・参議院議員)

に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」と教育基本法は規定し教育に対する国家の支配と統制を厳しくいましめ中央官庁の権限は大幅に削減縮小された現状の中で、公正な民意により地方の実情に即した教育を行うために、地方教育委員会が現在している。教育の住民自治とは国家による画一的な教育を廃し教育を地域住民の共同の事業としてとらえていくことである。

## 一九八五年度(昭和六〇年度)予算編成にむけて

一九八四・一〇・二五

### 一九八五年度(昭和六〇年度)予算編成と わが党の考え方

日本社会党政策審議会

#### 1 政府の財政運営と予算編成方針について

政府は、財界主導の臨調行革路線の下に、「がまんの哲学」と「増税なき財政再建」をかけ、歳出削減偏重の超緊縮予算編成を続けてきた。その結果、わが国経済の内需主導型成長への転換は十分には行われておらず、他方、財政支出の面では、防衛関係費の四年連続の優先突出が図られる反面、福祉・教育関係費の集中的削減は国民生活を圧迫し、福祉社会逆行する動きとなつてきている。

#### 2 一九八五年度(昭和六〇年度)概算要求の問題点

政府は、従来のシーリング方式を概算要求基準方式といいかえただけで、三年連続の前年度当初予算比マイナスという方針を踏襲。来年度も経常部門マイナス一〇%、投資部門マイナス五%という超緊縮の予算編成を目指し、各省庁の概算要求を締切り、編成作業を進めている。概算要求においても、軍備の増強と福祉切り捨ての臨調行革を推進するために、五年連続の防衛関係費の特別枠設定による

優先的増額を認める一方(七%の増額)、社会保障関係費、教育関係費を抑え、いわゆる一般歳出も〇・九%増でしかない。

このような財界迎合の超緊縮予算編成では、五%台にのつた経済成長を持続することは難しく、また財政の所得再分配機能を低下させ、国民の中に生じている格差と不公平を助長することになる。

政府の概算要求では、まず第一に、地方自治体に対する補助金の一率削減を最重点における、財界型地方行財政改革を進めようとしている。第二に防衛関係費の突出増額を進め、GNP比一%の上限枠さえ突破しようとしていることがとりわけ深刻な問題である。

#### 3 来年度予算の性格

わが党は、来年度予算編成にあたつては、「景気持続型」予算を組み、画一的な削減方式を抜本的に見直すと共に、二一世紀にむかって福祉社会への展望と構想を明確にし、平和

を確保する立場から積極的な制度改革と財政運営を行うことが必要と考える。その見地から、超緊縮じたいを目的とするかのとき予算編成方針を是正すべきである。

#### 4 予算編成の重点課題

- わが党は、来年度予算編成にあたって、特に以下の諸課題を重視すべきだと考える。
- (1) 防衛関係費は、今年度水準で凍結し、G N P 比一%以内を厳守すること。
  - (2) 対外経済協力については、量だけでなく、平和と人道の立場から、当面発展途上国の飢餓と貧困をすくうことを重点にその内容と質に十分配慮し、計画的に拡充すること。
  - (3) 公共事業費については、補助率、事業費の画一的削減を行なわず、国民のニーズに沿つて適正な増額をはかること。なお公有地の民間への払い下げは行わないこと。
  - (4) 社会保障と教育費の後退、地方分権逆行する補助金の一率削減をやめ、メニュー化、総合化をすすめること。
  - (5) 国民の可処分所得の縮小を防ぎ、個人消費の増加に資するための所得減税の実施。また、利子配当所得の総合課税のための措置をこおずると共に、マル優・小額貯蓄非課税制度は堅持すること。
  - (6) 中小企業の近代化と振興のために政策金融の拡充と投資減税等の施策をすすめるこ

と。

- (7) わが国における食糧自給率の向上、森林資源の育成のため、思いきった施策をこおずること。

#### 5 社会改革のための制度的取り組み

高齢化、高度技術社会化、婦人の職場進出など、社会経済情勢の変動のもとで、完全雇用と福祉社会の実現をめざし、大胆な社会改革、制度改革に取組むべきである。そのため

- (1) 労働時間短縮・完全週休二日制の実現のために、労基法の改正を行なうこと。
- (2) 実効ある男女雇用平等法を制定し、雇用における婦人差別を禁止すること。
- (3) 婦人の職場進出の実態を踏まえパート等保護法を制定すること。
- (4) 有給教育訓練休暇制度を新設すること。

一九八四・一〇

## 一九八五年度（昭和六〇年度）予算案 各省概算要求の問題点

日本社会党政策審議会

六〇年度予算概算要求は七月三一日に閣議了解された“概算要求基準方式”にもとづいて八月三一日に各省要求が締め切られた。概算要求にあたって、政府はこれまで使用してきたシーリング方式を概算要求基準方式に言いかえただけで、三年連続で前年度当初予算比でマイナスという厳しい方針を示し、来年度も五九年度同様に経常部門マイナス一〇

当面、緊急に以下の課題をめぐる立法措置をこおずるべきである。

- (1) 労働時間短縮・完全週休二日制の実現のために、労基法の改正を行なうこと。

一方で、社会保障関係費、教育関係費に対しでは集中的削減の方針で臨んできている。来年度の概算要求でも国債費と地方交付税交付金を除いた一般歳出がわずか〇・九%増と抑えられたなかで防衛関係費は七%の増額となつていて。

一般歳出は二、七七四億円の増加となつているが五九年度の場合には大蔵省は概算要求の一般歳出増三、三六一億円をマイナス三〇〇億円まで削減したことからみてもこれから大蔵原案の策定までに一般歳出の削られるのは必至である。概算要求には人事院勧告による給与改善分は含まれておらず、今年度六・四四%の勧告の実施状況によつて人件費が膨張せざるをえず、それだけその他の一般歳出が削られることとなる（ペアー%で約一、三〇〇億円の歳出増となる）。

なお、超緊縮予算編成が景気を持続させるという経済政策上の要請に逆行する措置となることはいうまでもないが、財政支出面でも不公平が一段と拡大していく。これは、軍需産業と平和産業、国と地方、資産家・高額所得者と労働者・社会福祉対象者、等々との間に及ぼす財政の影響は格差の拡大となつて、逆所得再配分機能となつていかざるをえな

れているが、来年度予算編成にあたつて大きな問題となろうとしているのが補助金である。しかもそれは五七年度予算から始まつた行革予算の四年目であるうえに今年度予算で着手された制度改革の第二段階ともなるからである。五九年度予算で行われた主要制度改革をみても、医療保険制度の改革（使用者保険の本人に係る保険給付率の十割から九割への引き下げ等）、雇用保険制度、育英奨学制度（有利子貸与制度の創設）、児童扶養手当制度等々があり、いずれも歳出削減の観点に立つていている。これらの制度改革を行革路線の本格的実施と財界は高く評価し、さらに来年度も制度の見直し、改革を強めるべきだと要求してきている。

臨時行政改革推進審議会の七月二十五日の「当面の行政改革推進方策に関する意見——国の行財政改革と地方行革の推進」では、「昭和六〇年度予算において引き続き大担な改革姿勢を堅持して行財政の改革に取り組む必要がある」とし、特に補助金等については総額の抑制に努めるよう求めており、「地方公共団体に対する補助金等については、行財政の簡素合理化、地方公共団体の自主性・自律性の尊重等の観点から見直しを行い、節減合理化を図る」べきだとしている。また、九月二一日の財政制度審議会総会では、歳出削減の方策として、国と地方の負担のあり方を見直す

ことで、補助金の削減に重点を置く方針を決めたという。

五九年度予算の補助金等には一四兆五、六四五億円で五八年度予算から四、三〇五億円の減額となつた。このような金額の実質的マイナスは三三年ぶりのことである。この削減方針をさらに強めるとすると、補助金等の七八・七%が地方公共団体に交付されていることからして地方への削減が中心にならざるをえない。すでに、①削減の基準は国の補助率が五割を超える事業、②削減率は国の補助率の一律一割カットが原則（補助率八〇%を七二%に引き下げる等）、③九省庁所管の三二事業が対象、といった地方補助金削減の案も一部に伝えられている。国の高率補助金は社会保障関係費が中心を占めていることから、社会保障に対する国の責任が軽くなる一方で、地方の負担は重くなつてくる。それは、国の財政赤字を地方に転嫁するものであるが、他面では社会福祉行政に対する国の責任回避につながるおそれが出でてくる。

補助金以外の重要な問題点についていえば、まず、第一に、防衛関係費の増額がある。毎年度の予算編成において社会保障関係費の伸び率が防衛関係費の伸び率を上回ることが「福祉型予算編成」のあり方であったのが、五六年予算で防衛関係費の伸び率が社会保障関係費の伸び率を上回つた。それ以降は防衛

関係費の対GNP比1%という上限枠が自己増殖を抑えるための制約条件となつてきているが、来年度予算ではそれすら突破されかねないものである。防衛関係費のこれ以上の聖域的扱いと増額は許されない。

第二には、内需型成長による景気の持続を図かるための政策がある。社会資本の計画的整備と公共投資の維持でなく、一方で国の投資を抑制しながら地方負担の増加で公共事業量の確保を図り、他方で、民間活力の導入を進めるというのが中曾根内閣の景気対策である。とくに、後者に関しては公有地等公共財産の民間への売却を主要な施策に考えているようであるが、国民生活向上と内需振興の決め手となるか疑問の多いところである。

第三には、歳入面での不公平税制の是正問

題、なかでも利子所得に対する課税問題がある。総合課税を実現するために法律で実施することとなつていていたグリーンカード制は三年間導人が延期され、政府税制調査会で再検討されているが、九月十一日の「中間報告」では、総合課税化に向けての方策でなく、少額な預貯金に対する課税のあり方を検討するといった方向に後退しているうえに、不公平な負担の是正から財源確保のための利子所得課税へと変質してきている。不公平税制は正の原点に立ち返った対応を要求していかなければならぬ。

第四には、財政改革への具体的計画案の提示である。政府は来年度予算で特例国債の発行額を今年度当初より一兆円減額を図り、六五年度特例国債依存財政からの脱却という目標の達成を目指すとしている。歳出削減偏

重による財政運営では国民生活面への弊害が多く、政府の目標達成も困難となつていていることに加えて、国債管理の面でも大きな転換を迫られている。特例国債の借り換え実施、国

債整理基金の残高等に根本的な見直しが必要である。また、巨額の国債残高によつてもたらされている国債費の増加という財政の硬直化と金融資産としての国債保有とその利子と起しておらず、それらを含めた総合的見地からの国債政策を求めていく必要がある。

### 昭和五九年度予算補助金等の主要経費別、補助金、負担金、交付金、補給金、委託費別内訳

(単位・億円、%)

区分	補助金	負担金	交付金	補給金	委託費	合計	構成比
社会保障関係費	四八、六〇〇	二	四、〇五〇	二二〇	五六	五一、八一八	三六・三
文教及び科学振興費	九、五〇八	二三、七八四	五一	二	三九三	三三、七三八	一三・二
公共事業関係費	二七、一〇八	七〇	二〇	二、九〇一	〇	三〇、〇九九	二〇・七
恩給関係費	〇	一六	一	九	一二五	〇・〇	〇・〇
防衛関係費	一、二四四	一、一二三	一一四	一	九	二、六三七	一・八
経済協力費	一三三	一	九八六	七四	一、一九三	〇・八	〇・八
中小企業対策費	七七二	一	一二四	一二二	一、〇二九	〇・七	〇・七
エネルギー対策費	三三四	一	一	一	三三九	〇・二	〇・二
食糧管理費	二、六六九	一	六一	〇	二、七三〇	一・九	一・九
その他の事項経費	八、三三六	二、四八七	三、二三四	六一九	二一、〇二七	一・四	一・四
合計	九八、六八四	二七、四五〇	八、五三〇	九、六二五	一、三三六	一四五、六四五	一〇〇・〇

由 その他の事項経費の中には、国鉄等助成七、二〇八億円、農林水産関係経費七、五九三億円が含まれている。

## 昭和60年度一般会計概算要求額

	所管	概算要求額	五〇年度予算額	増△減額	伸率
内閣	皇室費	三〇	二八	二	七・九
裁判所	会	七九八	七七五	一三	三・〇
会計検査院	内閣	九八	一〇一	△	二・二
法務省	法務省	一〇六	一〇五	一	○・六
総理府	閣	三五、五〇一	三五、三五二	一四九	○・四
文部省	文部省	三、八七九	三、七八八	一三一	三・五
大蔵省	外務省	四、〇九七	一二、二九一	一一〇	○・〇
農林水産省	農林水産省	四五、七五八	四五、七二〇	八・二	三・五
通商産業省	通商産業省	三〇、三一五	三〇、九七二	三八	〇・一
運輸省	運輸省	一三、二五五	八、〇一五	△	三・七
労働省	労働省	八、二三六	八、〇一五	△	二・一
建設省	建設省	一二、二五五	一二、二八七	三	一
郵政省	郵政省	四、八九〇	四、九〇三	△	一
自治省	自治省	三八、八二二	三九、七〇六	二三三	一
防衛厅	防衛厅	八五四	二、六九三	二	一・七
(一般歳出計)	自賃費	三二八、六三二	三九、七〇六	二・八	一
地方交付税交付金	九五、一四七	一二三、七五七	一二、四〇〇	一・三	一
国債費	九一、五五一	三二五、八五七	二九、三四五	〇・三	一
合計	五四七、五三五	五〇六、二七二	四一、二六三	七・〇	一
		八・二	八・二	〇・九	一

(単位・億円、万)

注 増△減額は四捨五入の結果概算要求額—59年度予算額と一致しない場合がある。

## 法務省概算要求の問題点

一、法務省は政策官庁でないため独自の事業はないが、法務局の登記業務をはじめ、国民の同省に対する行政需要は非常に高まっている。

まず増員の要求であるが、概算要求では総裁五二九人で、そのうち社会党として強く増員を求めている登記業務関係が一九二人、人権擁護業務が四人、刑務所等が一六七人、保護観察活動関係が二二人、出入国審査業務が二四人となつていて、

いざれも十分なものとは言えないが、最低限この程度は獲得すべきものである。  
二、法律扶助事業への補助金は前年度と同額の八、四〇〇万円であり、党として要望した二億一、八〇〇万円に比して非常に低い水準にとどまっているのは遺憾である。最近、財源の乏しさから扶助件数を減らさざるを得ないという由々しき事態を招いていため、さらに増額が望まれるところである。

三、法務局等の老朽庁舎の改築は、国民から要望の強いところであるが、庁舎整備の概算要求額は八五億三、六〇〇万円であり、前年度より七億六、三〇〇万円の減となつていて、これでは国民に対するサービスに著しい欠陥が生じることが憂慮される。

四、登記業務のコンピュータ化に必要な財源を確保するため、法務省は登記特別会計新設を要求し、乙号手数料収入をもつて特別会計の歳入に充当すべきことを提唱している。

これは、まことに正当な要求であり、党としても以前よりこの具体化について法務省・全法務労組などとも協議してきたところであった。よつて登記特別会計の実現については党としても強く要望するものである。

# 外務省概算要求の問題点

## 一、発展途上国の食糧危機とODA 予算倍増計画の達成

今、南アフリカから南アジアにかけて食糧の危機的な不足と「飢餓」が後発途上国を襲っている。これらの地域の飢餓人口（最低必要カロリー一日／一、八〇〇カロリー以下）は、国連食糧農業機関（FAO）によれば四億二、五〇〇万人に達している。国連経済社会理事会のアフリカ経済委員会の「アフリカの経済社会危機に関する特別覚書」は「深刻な食糧不足が……飢餓、栄養不良、人命の損失などアフリカ経済の弱体化をもたらした」と悲痛な事態に国際社会の注意を喚起している。アフリカ二四カ国が深刻な食糧危機下にあるといわれ、食糧不足人口はこれらのアフリカ諸国だけで一億四、六〇〇万人になると見られている。

この深刻な「飢餓」の原因を、干ばつや、地表の三五%、総人口の二〇%（八億五、〇〇〇万人）を脅かして砂漠化（トルバ連砂漠化会議事務局長報告）にのみ求めることはできない。「干ばつ」は、「砂漠化」の影響をさらに悪化させるがその原因ではない。「砂漠化」の原因は人間による土地の乱用と土

地生産力の喪失にある。人工増大に伴う耕地拡大、農地の細分化と土地なし農民の増大、高収量品種の導入と農薬・化学肥料の多投、モノカルチャーハによる農地の喪失、森林伐採、土壤流出、土地浸食・洪水などの複合的な経済・社会的要因が「砂漠化」と「飢餓」の本当の原因なのである。

したがって、これらの経済・社会的要因への対応とアフリカ、南アジアの後発途上国との土地生产力の回復が緊急に求められている。

土地なし農民層の都市への流入による都市の「貧困」とあわせて、後発途上国この農村と都市の「二重の貧困」への対応が、政府開発援助（ODA）の基本的課題でなければならぬ。その中期倍増計画の達成はその不可欠の要件である。

## 二、外務省概算要求と安保・西側同盟外交の危険な継続

これらの緊急課題に応えるためには、日本の外交政策の「安保・西側同盟外交」から「平和・経済協力外交」への根本的な転換が必要である。しかし、外務省の概算要求は依然として「安保・西側同盟外交」の基本路線に立脚するものだといわなければならない。八四年版の「外交青書」に明らかのように、日米安保を基軸とする西側同盟外交（自由主義諸国の一員としての外交）が基本であり、「包括

的なアフリカ危機対策」も依然として「戦略援助政策」の枠組みにとどまるものである。

外務省の概算要求（八五年度外務省予算重点事項）は、総額四、〇九七億円（対前年比八・二%増）である。この内、開発援助予算（ODA）は二、八一三億円（対前年比一二・〇%増）であり、その他の重点要求項目は、①定員増、②情報収集・処理能力の強化（五九億円）、③秘密保全体制の整備（一〇億円）、④海外文化交流の促進などである。

## 三、ODA中期目標の達成と「戦略援助政策」の脱却

八五年度は「ODA中期倍増計画」（一九八〇年代前半五カ年間の政府開発援助実績総額を一九七〇年代後半五カ年間の総額の倍以上とする）の最終年度にあたる。政府の中期計画は、ODA一般会計予算の倍増をも目標としている。七〇年代後半五カ年間の一般会計ODA予算の累積は一兆二、四四四億円であり、八〇年代前半の四カ年間の累積額は一兆八、四九七億円にとどまっている。したがって、中期計画の達成には八五年度のODA一般会計予算を六、三九一億円（対前年比二・〇%増）としなければならない。また、八四年度の外務省所管分ODA予算は二、五一二億円であり、中期目標の達成には、これも前年比二・〇%増の三、〇四〇億円とすべき

である。

だが、外務省の概算要求ではこれが二、八五〇〇万増の四兆五、七五八億三、六〇〇万円であり、また、国立学校特別会計は〇・九三億円（対前年比一二・〇%増）にとどまっている。これではODA中期目標の国際公約の達成を外務省自体が放棄したものであると判断しなければならない。アフリカや南アジアの「飢餓」の深刻化などの国際情勢の下で、ODA中期計画の達成は「西側同盟外交」から「平和・経済協力外交」への転換にとっては不可欠の課題である。日本のODAは、対国民総生産(GNP比)、贈与比率などの質的指標の面で、オランダ（対GNP比一・〇八%）、スエーデン（同一・〇二%）、ノルウェー（〇・九九%）、デンマーク（〇・七七%）、フランス（〇・七五%）などの援助先進国に比べて圧倒的に立ち遅れている。紛争周辺国や戦略地域優先の「戦略援助政策」の根本的転換の要求と併せて、中期計画達成に必要な外務省ODA予算の増額を強く要求しなければならない。それは後発途上国を中心とした食糧危機打開に必要な最低限の国際的寄与であるからである。

## 文部省概算要求の問題点

### 一、八五年度概算要求の基本的性格

一九八五年度文部省予算の概算要求は、一

般会計は実に伸び率〇・〇八%、三七億九、五〇〇万増の四兆五、七五八億三、六〇〇万円である。この「四〇人学級」を視野においておくべき要求段階での〇・〇八%という数字は異常といふほかはない。また、経常部門経費マイナス一〇%、投資部門経費マイナス五%での基本方針での要求となっている。中曾根首相が臨時教育審議会を発足させ、「教育改革」を語りながら、その第一年度から一パーセントにも満たない概算要求を編成したということは、「金は出さないが口は出す」という中曾根教育臨調の本質をはしなくも暴露したものといわなければならない。主要な内容は次のとおりである。

### 二、具体的内容と問題点

まず、「四〇人学級」などの義務教育諸学校の教職員定数については、マイナス六六六人となっている。内訳は自然減三、六〇四人、改善増二、九三八人であり、改善増のうち「四〇人学級」は一、八三五人、「配置率の改善」は一、一〇三人である。周知のように「四〇人学級」など第五次の教職員定数改善計画は、ようやく八〇年度に出発した。ところが発足後間もなく、臨調行革によつて凍結あるいは

抑制されてきた。しかし、補助金に関する行革特例法も期限が切れたこと、あるいは、制度発足時における一、二年計画を「概ね三年後見直す」という与野党合意、文教委員会決議に従つて遅れた分を取りかえすだけでなく、四〇人学級の早期実現をはかるべきであり、次の「三五人学級」を視野においておくべきである。確かに、八四年度では「四〇人学級」が三〇一人で、それに比べれば増えているといえるものの、文部省の方針は、児童・生徒減→教職員自然減を利用して実現しようとするもので後ろ向きの姿勢といわざるをえない。そうではなくて、三五人学級へのステップにする積極性が求められている。なお、教材費はマイナス七%と削減されていることもゆきとどいた教育に逆行するものである。

次に義務教育諸学校の教科書については、四六四億九、七〇〇万円が計上され、定価改訂（三・〇%）の引上げが見込まれている。しかし大蔵原案段階で「有償化」が出されない保障はなく、予断を許さない。理科教育及び産業教育の振興費も大きく削減されている。理科教育はマイナス七・〇一%の一八億七、〇〇〇万円、産業教育はマイナス八・八八%の七七億六、一〇〇億円である。また、へき地教育振興費も七・八五%削られ、三八億一、四〇〇万円となつていて、公立学校施設整備費補助金の削減も大き

い。削減率八・六〇%で三、二一五億三〇〇万円、事業量も五一八万八、〇〇〇m<sup>3</sup>↓四八八万七〇〇〇m<sup>3</sup>と大きく切りこまれている。臨調行革で民間委託、センター化が主張されている学校給食については、施設設備の整備費は九・八〇%も削減されている。このようない公立学校施設や学校給食施設設置が大きく削減の対象とされていることは教育条件を悪化させずにはおかず、極めて問題である。

ここ数年予算編成の焦点となつている私立大学等の経常費補助は削減されとはいないものの、伸び率はわずか一・四%、二四億五、〇〇〇万円増の二、四六三億円にとどまつている。私立大学連盟の財政白書も強調しているように、ここ数年来の私学助成の抑制、削減によって私大の経営にはね返り、このままでは授業料の値上げや水増し入学に頼らざるを得なくなることが指摘されており、むしろ私学助成を大幅に増額すべきである。なお私立高校等への経常費助成に対する補助は、二・二三%増の七三三億円である。これら私学助成は大蔵原案時点で厳しく抑えこまれることが予想される。

次に国立大学関係では、とくに国立学校施設整備費がマイナス一〇・四六%、一七二億一、二〇〇万円が削減されている。これでは日本の高等教育と学術振興はおぼつかないというほかはない。

育英会法の改悪により、いよいよ来年から育英奨学金の有利子制が本格的に始まるが、有利子貸与事業に一五一億円が計上されたことも注目される。

学校教育とともに、社会教育や文化関係予算が大きく切りこまれていても八五年度概算要求の特徴である。

まず公立社会教育施設整備費は、実にマイナス一二・一一%の一五億三、〇〇〇万円である。また、社会体育施設はマイナス九・五八%、八六億二、七〇〇万円である。また、

学校体育施設もマイナス九・五三%、八七億二、〇〇〇万円である。文化関係では、国有文化財保存整備費がマイナス九・二一%、国立文化施設整備費等はマイナス六・四五%、地方文化施設整備費に至つてはなんとマイナス二五・三七%である。

このように、一九八五年度文部省概算要求は「教育改革」とはあいられない、教育条件悪下の予算づくりといわねばならない。

## 厚生省概算要求の問題点

### 一、概算要求の概要

厚生省の概算要求は九兆五、九一億円で、対前年度三、四二〇億円、三・七%増である。

同省の八五年度予算自然増は、九、〇〇〇

億円～一兆円と見込まれ、これを内部努力で六、五〇〇億円まで切り込むが、実質的な増額要求枠が三、四二〇億円であるため、なお、三、〇八〇億円の削減が課題となつた。これに対し同省は、行革審意見書（七月二五日）および予算編成に関する閣議了解（七月三一日）の趣旨に沿つて、次の措置によつて削減することとした。

① 高率補助率の見直し……補助率12%をこえるものについて一割をカットする。生活保護（現行8/10）で一、二〇〇億円、社会福祉施設等設置費（同）で八〇〇億円、公費負担医療（同）で一〇〇億円、その他四〇億円の計二、一七七億円の削減となる。

② 引き続き医療費の適正化……指導監査、レセプト審査、医療費通知など従前の努力によって六〇〇億円の削減を目標とする。

③ 生活保護の運用の適正化……不正受給防止対策の徹底等により二〇〇億円強を削減する。

④ 措置費の費用微収等の適正化……社会福祉施設の利用者負担の引上げなどで二〇〇億円弱を削減する。（③④で約四〇〇億円目標）。

なお、拠出制年金の物価スライドおよびこれに伴う福祉年金や諸手当の改善に必要な経費については、八四年度の物価上昇率の見込みなどが明らかになつてから別途要

求することとしている。

## 二、概算要求の問題点

社会党政策審議会（社会労働部会）は、去る八月八日、厚生大臣に概算要求についての申し入れを行ない、その基本として次の二点を指摘した。(1)社会保障関係予算のすべてが必要不可欠の経費であるとの立場に立ち、当然増経費については、いつさい削減しないこと。(2)経費節減の道としては、施策の効果を高めることによるものとし、この見地からタテ割り行政の弊害を是正し、異なつた制度、施設およびマン・パワーの相互連携や有機的結合を図るとともに、「医療効果」や「福祉効果」を評価するための点検基準の策定を急ぐこと。厚生省案をこの視点からみたとき、主な問題は次の諸点にある。

- ① 高率補助率一割カットは、自治体負担に対する無原則転嫁を拡大するだけであること……いま国が八割負担している生活保護、措置費、公費負担医療は、国七二%、地方二八%の負担割合となるが、国と自治体の負担のあり方を分権・自治の立場から全体的に見直し、税制改革を含めた方針を先行させなければ、不当な自治体いびりと弱者のいじめをもたらすばかりである。
- ② 対象者の人権を依然として軽視した施策が多いこと……たとえば、対象者のプライ

バシーへの配慮なしに「不正受給防止」が強化される生活保護、未婚の母には支給しない児童扶養手当、精神病院の入・通院患者に周知しないままシステム化される「心の健康」相談体制、「五歳児幼若永久歯」に安全性の疑しいフッ化物塗布、苦情のぶつけようもないボランティアへの依存をめざす「主任家庭奉仕員制度の導入」（行政とボランティアを結ぶため、とされている）、などである。

③ 他省庁や他部局との連携が不充分なまま予算化されている施策が多いこと……たとえば町ぐるみの福祉ボランティア活動（全国五七市町村のボランティア計画）と文部省の社会教育活動、食品の安全対策と経済庁の「健康食品」見直し作業、保健医療局の「健康づくりのための食生活指針」づくりと生活衛生局の食品添加物や残留農薬の規制、廃棄物埋立処分場の確保と環境庁の土壤汚染対策、などには充分な連携があるとはみられない。

④ 「健康対策」では、医療スタッフと患者の関係を変えて医療効果を高めようとする努力が足りないこと……日常からの健康管理、早期治療、継続的な医療の確保等を図るため、家庭医を育成・普及したいとし、八五年度は、家庭医制度の検討および臨床研修に総合診療方式の導入、の二点を予

算化した。しかし、現行診療報酬とは別に「家庭医委託料」システムや、生活医学・生活療法の確立にまで踏み込んでいないのは、きわめて残念である。

この「家庭医制度」のよう、不充分ながらも社会党の主張が反映した事項として、原爆被爆者実態調査費（新規八、八〇〇万円）、精神衛生法による措置入院等実地審査体制の完全実施（五、一〇〇万円→二億二、九〇〇万円）、「健康づくりのための食生活指針」づくり（新規六〇〇万円）、中間施設の検討（新規五〇〇万円）、医薬分業推進モデル地区検討費（新規六〇〇万円）、その他が散見している。

なお、厚生省が中曾根軍拡予算の中につてなぜ立場が弱いのかについて政策理論サイドから考えたとき、もつとも強調されるべきは次の点である。すなわち、生活を守るために国民の対応は、すでに世界的にみてきわめて顕著な「自助努力」型となっていることである。個人貯蓄率も世界一、民間医療保険を含む生命保険契約総額の対国民所得比も世界一となっている。つまり、いまわが国ではこれ以上の自助努力型＝日本型福祉の展開にはムリがあり、所得、健康、介護、環境などにわたる「生活の公的な底支え」に最重点を置かなければならぬというべきである。

# 農林水産省概算要求の問題点

## 一、八五年度概算要求の基本的性格

一九八五年度農林水産関係予算の概算要求はきびしい概算要求基準（マイナス・シーリング）のなかで、総額三兆三・九一七億円、前年度に比較して二・〇%、六八〇億円の減額となつた。また、国全体予算に占める割合も一〇・三%となり戦後最低である。国の予算に占める農林水産予算の割合は、八〇年度一一・五%、八一年度一一・三%、八二年度一一・一%、八四年度一〇・六%から比較すると八五年度はやっと一〇%台を維持したものの、自民党政のなかで突出した防衛予算のしわ寄せにより福祉・教育予算とともに農林水産予算のウェイトが年々低下していることを裏付けている。この年々低下する農林予算の背景となつてるのは臨調行革路線にもとづく食管制度の解体と補助金の削減、そして農政審答申にもとづく農業の縮小・合理化政策をさらに押しすすめることを明確にしている。とくに米の減反政策の失敗から需給ひつ迫を招き、臭素米の食用転用、韓国からの米の緊急輸入をはからなければならぬ事態のなかで、わが党がさきに申し入

## 二、具体的な内容と問題点

農林水産関係予算概算要求の内訳は別表のとおりだが、「経常（一般）経費一〇%削減、公共事業など投資部門経費五%減」の概算要求基準（マイナスシーリング）のなかで、公共事業費は「必要な場合には補正予算が組まれること」を前提にして災害復旧費二九〇億円削減、二七〇億円（今年比四八・二%）とし、これを財源として一般公共事業費一兆三、八〇三億円（同九九・六%）とほぼ今年度なみにしている。しかし、新規事業にとぼしく、六年連続の据置きで単価の上昇を考えると農林水産関係基盤整備事業は大幅に停滞することになり、自民党政のいう「価格政策より構造政策」という看板は影の薄いものとなつていている。

一方、一般事業費は公庫補給金、農業者年金など当然増経費（二三一億円）「土地利用型農業の構造改善」等にかかる新規事業のために補助金二四〇億円の削減、食糧管理費四〇〇億円の削減をもつてつじつまを合せ、一兆二、一一三億円、今年度比〇・六%増を確保している。とくに食糧管理費は臨調行革の食管解体攻勢と概算要求基準「一〇%削減」

（激変緩和で五%削減）に忠実に従つた仮借なき要求とし、七、七三二億円、今年度比四・九%、四〇〇億円の削減となり、農林予算全体の財源化にむけられている。たしかに、今年の稻作の作柄や水田利用第三期対策の見直しなど不確定要素の多い仮置き要求とはいえ、国民の主食である米の政府の減反政策の失敗から米不足を招き国民に不安を与えたことで、今年の七月、国会において、「米の安全と安定供給に関する決議」により減反政策の大幅見直し、備蓄制度の確立が全会一致で決議された。それだけに、概算要求における食糧管理費の大削減は国会決議無視であり認めることはできない。

この概算要求の重点施策として、①土地利用型農業の体质強化をめざした農業構造政策、豊かなむらづくり、②需要の動向に応じた生産性の高い農業の展開、③バイオテクノロジー先端技術の開発・普及、④農業生産基盤の整備などに重点を置くとしている。なかでも構造政策として「補助から融資」の臨調行革のかけ声のもとで「借地による小作料一括前払資金貸付制度」（新規・一〇億円）など農地流動化対策をすすめようとしているが、他の構造改善事業が軒なみ削減され、農産物価格が低迷しているなかで農地流動化のキメ手になるか疑問である。さらに自由化関連対策予算として「加工用トマト緊急対策事業」

「果汁消費促進特別対策事業」「果樹緊急特別対策基金造成事業」などいれも、特別対策事業にとどまり農産物の輸入枠拡大とともに、なうわが国農業の体質強化につながるものとはなっていない。また、バイオテクノロジー関連として「農林水産ジーンバンク（総合管理システム、七億円）など新技術管理の総合化への芽は出てきているが、技術革新時代への対応として密室主義をやめ、研究成果の民間への解放、早期実用化への対応が迫られている。

### 三、林業関係予算

林野一般会計予算では三年連続のマイナス予算で地域林業の育成、山村振興にはほど遠いものとなっている。例えば、山地災害対策

(表) 農林水産関係予算概算要求		区 分	五九年度予算額	六〇年度概算要求額	(単位・億円)
農林水産予算総額 (内 訳)	1. 公共事業費 一般公共事業費 災害復旧等 2. 一般事業費 食糧管理費				
三四、五九七	一四、四二二	三四、九一七	三三、九一七	九八・〇七	対前年度比
一三、八六二	一三、八〇三	九九・六	九七・六		
五六〇	二七〇	四八・二			
一一、〇四三	一二、一一三	一〇〇・六			
八、一三二	七、七三二	九五・一			

では治山の不充分さが指摘されているにもかかわらず、わずか八億円程度の要求。また、間伐対策では、緊急初回間伐を要する林分が二〇〇万ヘクタールにおよんでいるにもかかわらず前年度なみの経費しか要求しておらず、間伐のおくれはますます深刻化する。また、林野庁は「水資源等の整備を促進するため、広く国民から資金を導入し森林の整備を行なう基金設立の検討等を行う」として一億三、〇〇〇万円を計上しているが、この構想では国民の負担のみが強調され國の負担が不問にされている。

国有林野事業特別会計は、対前年度比一・二%増、五、五五六億円の要求となっているが、これは「新改善計画」に即した借金予算である。つまり、これまでの借入金の返済が

歳出の二五%を占め、一方、一般会計からの繰入れは、一〇〇億円弱にとどまり、こんご機構縮小など合理化が迫られることは必至となりなければならない。

また、造林・林道の借入金の償還条件の改善については不充分ながらわが党の要求に応じ大蔵省に持込んでいるが、要求の基本となつてはいる長期借入金の利子補給はふくまれていない。国有林野事業の公共的使命を将来にわたって確保するために、一般会計からくり入れの拡大、借入金の利子補給を含む償還条件の改善をはかり、必要な要員、機構を確保するような予算措置を講ずべきである。

### 四、水産関係予算

水産関係予算要求総額は三、〇九一億九、〇〇〇万円、前年度比〇・八%減、概算要求基準にしたがい、一般会計と補助金の一〇%、投資的予算の五%を削減するというきびしい概算要求となつた。予算の柱として漁業生産基盤の整備、資源開発、海外漁場の確保、水産業経営対策の充実、水産物の消費、価格および流通加工対策など重点項目としてかかげているが、軒なみ前年度予算を削減しているなかで水産庁のいう重点施策がどこまで実現できるか疑問である。

とくにわが党が要求している漁業経営の破たんから固定負債が増加している現状から漁

業再建整備貸付金制度の創設など経営安定対策はまつたく欠落している。また、沿岸・沖合漁業の再編整備を制度化するとともに、減船補償制度の創設についても見送られているが、わが国漁業がますます困難な時期を迎えているときだけに漁業経営の安定化のための施策の充実が要求されている。

## 通産省概算要求の問題点

通商産業政策における一九八五年度予算

は、対前年度予算比3%の増加要求となつてゐる。その中味は、一般会計はマイナスシーリングにもない約5%の減となつていて、石油特別会計が約8%の伸びとなつており、一般会計と特別会計とを合計した通産省全体の予算が3%の増加となつていて。

しかし、石油特会の8%の伸びは、百一国会において、石油税の税率を現行三・五%から四・七%へと一・二%引き上げたこととともになつた増税分がそのまま石油特会への伸びにつながっている。したがつて、マイナスシーリングのもとでの前年比3%の伸びは、すべて増税によるものである。

では、要求総額八、二四〇億円の中身について見ると、次の四点について重点配分がさされている。

第一は、「先端技術分野で新たな技術革新の

うねりが高まつてゐる今日、この機を的確にとらえて技術開発を促進し、我が国産業経済の中長期的な活力を維持確保する」として、

科学技術振興費（次世代産業基盤技術研究開発、大型工業技術研究開発等）を始めとする

技術開発関係予算は六〇二億円と前年比一〇%の増加になつていて。また、制度的な整備として、技術開発基盤整備法なるものを作り、特別認可法人「産業技術開発促進機構」を創設し、産・学・官による研究開発会社を作ることになつていて。

しかしながら、この研究開発については、民間企業からも多大な出資を求めており、研究開発会社に参加することのできる民間企業は一部の大企業のみに独占されるのは、今までの例からみても当然であろう。

第二の重点項目として、「中小企業は我が国経済の重要な担い手であり、環境変化に対応しつつ我が国経済の創造的発展に一層貢献してゆくことが期待されている」として中小企業対策を第二の重点政策にあげている。

しかし、予算でみれば、前年比マイナス四%の一、五八五億円である。各支出項目で増額、減額といった議論よりも、八三年度より、三年連続してのマイナス予算が行なわれるこれが大きな問題である。しかも、マイナス予算になつてゐる中小企業政策が第二の重点施策となつてゐる矛盾は、今日の中小企業がお

かれている悪環境、たとえば史上最高の倒産件数、あるいは「重構造の拡大などに對して、政府はなんら有効的な打開策が持てず、予算の増額を打ち出せないと」ということの証明であろう。

第三の重点として、「我が国及び世界全体の経済発展に資する国際経済秩序の再構築に向けて自由貿易体制の維持・強化、産業協力の推進、債務累積問題への対応等具体的かつ現実的努力を行つていかなければならぬ」とし、貿易の均衡拡大を重点に上げていて。これは「防衛費」と並んで突出してゐる「政府開発援助費（ODA）」を中心とした予算であるが、ODAは「日本の総合的な安全保障を確保するための国際秩序のコスト」と位置づけられており、発展途上国の自立に資するような援助とはなつてゐないことは古くから指摘されている。

第四の重点項目はエネルギー政策であり、「石油備蓄の増強を始めとする資源エネルギー政策の充実を図ることが我が国の国民生活、経済活動の存立基盤の確保のために必要」としてゐる。予算は、前年比八%の増額になつていて、総額で四、七五〇億円となつていており、総額で四、七五〇億円となつていて、総額で四、七五〇億円となつていて。しかし、これだけ増額されていながらも、省エネルギー対策であるムーンライト計画や、新エネルギー対策であるサンシャイン計画は大幅な後退をし、減額となつていて。そのか

わり、国家石油備蓄に対しても、大幅な増額を行なっている。また原子力関係予算も同様に増額となつており、政府のエネルギー対策というのは、石油備蓄と原子力だけということがあきらかとなつた予算である。

このように、総額として八、二四〇億円と前年比三%の増加を示した通産省予算も、予算の増加だけではなく、その支出についても問題が多いといえよう。

## 運輸省概算要求の問題点

国鉄の地方交通線が切り捨てられ、地方バスも年々その路線が縮小されている状況のなかで、国民が日常生活に欠かせない公共交通をどう維持・整備するかについては、きわめて大きい政治的課題であるとの認識に立ち、党はすでに七月末に運輸省に対し、来年度の予算の編成について一定の注文をつけ政府の態度に注目しているところである。つまり、住民のニーズにあつた公共交通の整備のため地域交通整備法の制定など新たな諸制度の確立の必要性や鉄道・バスなどの公共交通整備のための助成措置の強化や国鉄の再建策、総合交通政策の確立とそのための財源の確保、輸送秩序の確立、中小企業の保護、交通安全対策などの重点課題の実現について具体的な対応を強く求めてきたところである。

しかしながら、その後に発表された運輸省当局のまとめた概算要求の内容、国鉄再建策に関する国鉄再建監理委員会の緊急提言に見られるごとく、わが党の具体的な要求については、地方バスの整備等で前年より若干の予算増（前年比一〇二・四%）があつた程度で、国民生活に不可欠な生活交通確保のための財政措置や新たな制度の改革には殆んど見るべきものがない。

まず、一般会計の規模は、一兆四、四一七億円であるがこれは対前年比九八・二%であり予算総体がかなり圧縮されたものとなつてゐる。このことは政府全体の予算編成方針であるマイナスシーリングの設定に合せてまとめられたことによるものであるが、さらに具体的な項目について検討してみると、国民が強く望むものと政府が重点的に措置する内容とは大きな乖離があると言わなければならぬ。

その代表的事例が国鉄に対する方向づけである。予算措置で六、三三四億円の政府の助成額は前年より約一五五億円の減であり、その前提となつている考え方は、予算人員が三一万五、〇〇〇人であり、新規採用の原則停止の継続であり、かつ、運賃値上げで一、〇五〇億円の增收、工事規模の圧縮などである。そして、国鉄再建監理委員会が強く求めている國民生活に重大な影響を与えるを得ない

特定地方交通線の廃止のための費用は、前年度予算では、約一億五、〇〇〇万円であったものが、今年は、約一〇億三、〇〇〇万円と一挙に前年比六八一%という大きな額に達しておなり、国民の強く求める、国鉄として存続したいということに対しはつきりと拒否の態度を示している。そしてこの中には第三セクター方式等地方鉄道へと転換させるための運営費補助が二億五、〇〇〇万円（前年・〇円）、開業費補助が五億二、八〇〇万円（前年・〇円）が含まれており、国鉄の地方交通線切り捨て政策は、新線の建設も含め地方自治体に対する財政負担増など今後さらに大きな問題となるをえない。また、工事費についてであるが、考え方として「投資の重点を安全、取替投資に置き、工事規模を圧縮する」ということで整備新幹線の分を除いて四、六〇〇億円（前年比八一%）と大きく落ち込んでいるが、このことは、関連事業に影響を与えるだけでなく、別に運輸省は、国鉄要求に沿つて「国鉄車両の検査周期延伸についての特別承認」を行つてることを併せて考えるなら、要員の削減策と併せて今後の安全確保の点からも軽視できないものと言わなければならぬ。なお、国鉄の財政が破綻している現況にありながら整備新幹線に対する要求額を示さず今後の政治的接渉に含みをもたせていい。国鉄再建のための経営改善計画では、八

五年度で三五万人体制を確立するということ  
で数年前に大論議を呼びながら実際はそれを  
大きく上回る要員削減を行い、運賃も毎年値  
上げし、地方交通線や貨物の大合理化で労働  
者と国民に大きな犠牲を強要しているわけで  
あるが、こうした強行措置を講じながら、來  
年度の決算でもさらに一兆七、〇〇〇億円を  
越える赤字となる試算がされている。まさに  
国鉄はますます国民の期待から遠ざかってい  
るのである。

次に国鉄を除く投資の部分について特に空  
港関係についてみると、関西国際空港の整備  
について空港整備特別会計から五一億円（前  
年比一一四・二%）、財投から一二四億円（前  
年比一四七・六%）、東京国際空港（羽田）整  
備等に八二七億円（前年比一一七・九%）、新  
東京国際空港の整備について空港特会から三  
五億円（前年比一一六・七%）、財投で二一二  
億円（前年比一〇六%）と空港建設について  
は相当な力を入れていることがわかる。他に  
港湾の整備や海岸事業についても前年よりは  
若干下回るが相当な予算規模を確保してい  
る。

以上、代表的な事例だけを見たが、これに  
示されるごとく、運輸省予算全体が益々国民  
の日常生活から遊離し、財界本位の行政改革  
に沿つたものの性格が一層明確になつてゐる  
と判断することができる。

## 労働省概算要求の問題点

### 一、山積する諸課題とかけ離れた予算

マイクロエレクトロニクス（ME）を中心とする技術革新の進展、サービス産業を  
志向の高まり、高齢社会化、パートタイム労  
働者等不安定雇用労働者の増大、相変わらず  
高水準を続ける企業倒産や「完全失業」率、  
さらに貿易摩擦のなかで国際的に批判され  
ている長時間労働等「経済大国」のイメー  
ジとはほど遠い労働条件等、労働者の雇用  
安定や労働条件の確保・向上等を任務とする  
労働行政の課題は、まさに山積している。

労働者の一九八五年度政府予算に対する  
概算要求を見ると、これらの課題に対応し、  
わが党の主張に沿つた新規施策や従来施策  
の拡充も若干見られるが、それらにしても  
取組みの遅れが目立ち、質量ともに不十分  
であつて、まして概算要求全体としては、  
きわめて不十分かつ問題点が多いと言わざ  
るを得ない。

### 二、労働省独自財源の縮小化

基本的問題点として、まず指摘しておか  
なければならないのは、労働省独自財源（一  
般会計）が年々縮小していることである。

来年度概算要求では約四、八八九億七、五  
〇〇万円で、職員の人事費アップ分が含まれ  
いてもなお、八四年度予算に比べ約一三  
億四、七〇〇万円の減となつてゐる。一般  
会計全体に占める労働省予算の割合も年々  
低下し、概算要求では〇・九%にすぎない。  
これは、労働行政上の責任を回避しようと  
する自民党内閣の政治姿勢を反映したもの  
で、「軍事費優先・国民生活切捨て」政策の一環として、きびしく追及されなければなら  
ない。

### 三、失業対策補助金の大幅削減

今回の独自財源の減額には、高率国庫補  
助の一律一割削減の影響が大きい。一般会  
計から補助金が出ているのは、①緊急失業  
対策法に基づく失業対策事業、②就職が特  
に困難な中高年齢失業者向けの特定地域開  
発就労事業、③特定不況業種離職者等の就  
職促進のための各種の職業転換対策事業、  
の三事業だが、これらに対する国庫補助金  
のうち高率（三分の二）補助部分は四分の  
三程度を占めており、今回の措置による影  
響額は六〇億円以上にものぼる。これは地  
方自治体予算にシワ寄せされ、結局はこれ  
らの失業対策事業の大幅後退につながる恐  
れがある。

四、労働保険特別会計への依存の深まり  
労働省の一般会計財源が年々縮小するの  
に伴つて、労働省の施策は、ますます労働

保険特別会計への依存を深め、概算要求では労働省予算全体に占めるその割合は八七・三%にもものぼっている。このため――

① 本来一般会計が負担すべき労働省職員の人事費が、約六二八億円（一万〇、四二一人分）も労働保険特別会計の負担と

されている。これは労働省職員全体の四一・六%、人件費全体の三七・九%にある。そのほか、労働基準監督署や職業安定所の庁舎及び職員宿舎の新改築費をも負担させられている。

② ①の結果、労働者（失業者、被災者）への保険給付財源が不當に圧迫され、いる。

③ 保険料収入、特に雇用保険四事業に関する部分は、あたかも労働省の収入であるかのように扱われ、労働保険事業が国会承認が前提とは言え）行政側のその時々の財政的・政策的都合で、いわば恣意的に運営されている。

人件費や庁舎建設費等はもちろん、行政の政策的費用も本来、一般会計が負担すべきものであり、一方労働保険制度は法律に基づく社会保障の枠組みの一つとして安定的に確立していかなければならないものである。この観点から、労働保険財政の現状は早急に改善されなければならない。

五、労働基準監督官等、労働行政の基本的な

任務の遂行に必要な職員の不足がほとんど改善されていない。

概算要求では、労働基準監督局・署九三

人、職業安定所一五二人、婦人少年室五人、

その他本省など五人、計二五五人の職員増が盛り込まれているが、なお不十分である。

特に労働基準監督官の場合、定期監督実施率約五%（違反事業場率は約六割）という現状を改善するため、大幅な増員を計画的に進める必要がある。

また、職員不足を補なう形で各種の「相談員」や「指導員」が配置されてきたが、概算要求では新たに「労働時間コンサルタント」一二人が盛り込まれている。これらの職務は本来、正規職員があたるべきもので、「指導員」等には身分保障、権限及び責任などの面で問題がある。

六、職業能力開発法の制定（職業訓練法の抜本改正）等が予定され、「民間活力の活用」論に基づく労働行政の責任回避、変質が一層促進されようとしている。「派遣労働問題（労働者派遣事業）法の制定」「職業安定法改正も予定されている）や、雇用促進事業団等への行政事務の委託の増大等も含め、実態を解明し、労働行政のあり方を根本的に問い合わせが必要がある。

七九年までは景気動向、物価上昇率に合わせるものであり、一方労働保険制度は法律に基づく社会保障の枠組みの一つとして安定的に確立していかなければならないものである。この観点から、労働保険財政の現状は早急に改善されなければならない。

## 建設省・国土庁概算要求の問題点

### 一、公共事業予算の特徴

一九八五年度建設省概算要求額は、事業費が二兆九、八一九億円（八四年度当初予算比一・〇一倍）、うち国費が四兆四、三一〇億円（〇・九八倍）、財投が六兆三、七五一億円（一・〇六倍）となっている。建設省関係予算

（公共事業費）は、一九七一年度の前年度比一八・〇%から、七九年度（一九・〇%）までは順調な伸びを示していたが、八〇年度から今年度（八四年度）まで、一・八%、マイナス〇・二%、ゼロ%、ゼロ%、マイナス〇・二%と推移しており、八五年度予算についても、「概算要求基準は原則として経常部門経費については一〇%削減、投資部門経費については五%削減」との「閣議了解」が基本となる

つていている。

七九年までは景気動向、物価上昇率に合わせて公共投資が柔軟に活用されていたが、八〇年以降、政府の公共事業に対する考え方には、「財政再建」のために縮小志向となっている。そこには「財政再建」を口実にして、国民に対する行政サービスを切下げようとする第二

放棄しようとする姿勢が見える。

公共事業の中で最も予算の大きい道路整備費を見ると、事業費四兆三、〇八七億円（一・〇〇倍）、国費一兆八、四四七億円（〇・九八倍）となつてゐるが、これは第九次道路整備五カ年計画（八三～八七年度）の第三年度分に当たる。その中で、一般道路は前年比〇・九七倍、有料道路は前年比一・一四倍と、今年度に引き続き公団事業の伸びが目立つておらず、一般道路、とりわけ市町村道など生活関連道路整備の立遅れに追い打ちをかける結果となつてゐる。なお、道路特定財源（重量税）の扱いについては、大蔵大臣と建設大臣の間で今後引き続き「別途検討」する旨の合意がなされているが、目的税の暫定税率については延長することになつてゐる。

住宅対策費は、国費七、六二三億円（〇・九九倍）、住宅金融公庫、住宅・都市整備公团における財投が四兆四、九〇〇億円（一・〇四倍）である。公営住宅は、戸数が四万九、〇〇〇戸となり前年比二、〇〇〇戸の減で、第四期住宅建設五箇年計画（八一～八五年度）の公営住宅の総戸数は、計画戸数三六万戸に対し二六万八、九〇〇戸（進捗率七四・七%）しか見込めない。予算は国費一、七九一億一、〇〇〇万円（〇・九八倍）、事業費五、〇〇〇万円（一・〇〇倍）、事業費が三兆五、〇六三億三、四〇〇万円（一・〇六倍）となつてゐる。（住宅融資保険事業を除く）。わが公団住宅は、二万八、〇〇〇戸で一、〇〇〇

戸の増となつてゐるが、第四期五箇年計画は計画戸数二〇万戸に対し一萬九、〇〇〇戸（進捗率五九・八%）しか達成できないことに

なる。「空き家」の解消を名目とした建設抑制傾向の結果による低進捗であるが、これは「空き家」にならざるを得ないような、「高・遠・狭」の住宅を建てた政府・公団の政策的失敗を転嫁するものに他ならない。なお、予算是事業費が六、七〇七億九、〇〇〇万円（一・〇六倍）、国費がゼロ（補正で計上）となつてゐる。公庫住宅は五〇万戸と横バイで、第四期五箇年計画は計画戸数二二〇万戸に対して二四七万五、〇〇〇戸（進捗率一一二・五%）になる見込みである。なお、住宅金融公庫の融資財源は財投資金を活用し、一般会計から利子補給を行うことになつてゐるが、八一年度の特例措置と八二年度の公庫法一部改正により、一般会計と合わせて財投の資金を利子補給財源とするという不正常な操作を行われている。公庫法一部改正による特例措置は八四年度で有効期限が切れるところから、住宅金融公庫補給金の扱いが問題になつており、大蔵大臣と建設大臣との間で、「今後引き続き別途検討する」との合意がなされている。なお、六〇年度要求額は、国費が二、八六二億五、〇〇〇万円（一・〇〇倍）、事業費が三兆五、〇六三億三、四〇〇万円（一・〇六倍）となつてゐる。（住宅融資保険事業を除く）。わが

党は、五・五%金利及び融資枠の確保を強く主張する。

この他、下水道は公共下水道四、六四八億円（〇・九八倍）、流域下水道一、五三七億円（一・〇二倍）となつてゐるが、第五次五箇年計画の最終年度にかかわらず進捗率が七二・三%（人口普及率三六%）にしかならない点や、流域下水道を無条件に優先させている点が問題である。公園事業は国費八七一億円（〇・九九倍）、事業費一、九三六億円（〇・九八倍）となつてゐるが、国営公園の微増に対し補助事業が削減されており、第三次五箇年計画の最終年度に当たりながらも七三%程度の進捗率、一人当たり、四・八m<sup>2</sup>しか期待できず、一人当たり五・〇m<sup>2</sup>の目標は達成されそうにはない。

## 二、環境と自治を破壊する「民間活力活用」

全般的な予算抑制傾向の中で、「市街地再開発事業」等が国費一四七億円（一・五〇倍）、事業費八五七億円（一・一〇倍）と重点化されているが、予算の増額は新規事業によるところが大きい。都市の再開発を強力かつ計画的に推進するため、新たに大都市及び地方都市の中心市街地に位置する鉄道操車場跡地等の国公有地を活用しつつ、二十一世紀を展望した都市拠点を形成する新都市拠点整備事業

制度を創設する」というのが建設省の主張であり、中曾根首相の打出した「民間活力の活用」の目玉であるが、これにはいくつかの問題がある。まず、「鉄道操車場跡地等」とあるように、政府の都市再開発方針は、行革審、国鉄再建監理委による国鉄分割・民営化路線に沿つた方向を示している。また、規制緩和による高層建築物の乱造は、多様な住民運動と革新自治体運動の中でも、日照権、指導要綱、シビル・ミニマム論等に結実した「参加と自治」の成果を後退させるだろう。「民間活力の活用」という名目による国公有地のディベロッパー等への払い下げは、良好な都市環境の創出を保障せず、利権行為が発生するおそれがある。

もちろん、都市再開発には有益性もある。地方都市には古くなり始めた商店街も少なくないが、これらを調和と活力のある街に刷新するなら、地域経済の活性化に大いに役立つだろうし、防災化促進のための再開発も必要である。また、飛鳥田横浜市政（当時）による同市閑内地区の再開発は、緑地、街路、建造物、オブジェ等の調和により、類例のないアメニティを作り出している。

都市再開発においては、①自治体、公団・公社等を主体とした事業の促進と民間部門への指導、②自治体による長期的再開発計画の策定と、そのもとにおける民間の創意と資金

の活用、③住民ニーズ（良質低廉な都市施設、住宅の供給等）の最優先と、計画段階からの市民参加、④零細地権者・借家人等の居住権の確固たる保証、⑤公共用空間の確保、が必要であり、市民の生活環境を向上させる再開発事業を推進するよう、わが党は主張する。

### 三、進まぬ地価対策と過疎切り捨ての「四全総」

国土開発・地域振興を所管する国土庁関係では、対前年度比〇・九九倍の要求を行つており、金額的に目立った増減はない。

第一に、国土法運用、地価公示等の土地対策関係においてはいずれも一～四%の予算削減となつており、局所的には急騰、全体として高値安定状況にある地価への対策に積極的に対処しようとする姿勢が見られず、わが党の主張する国土法強化改正、公的評価制度の拡充についても対応していない。

第三に、八五年度中の策定をめざし調査費が計上されている「四全総」においては、首都改造、中部環状都市整備、新近畿創造等を含め大都市圏対策が核におかれることが予測されるが、一方、定住圏、過疎対策については強力な施策が行われぬまま後退する気配が強く、地域犠牲の開発基調は中曾根内閣の「行革」「自立・自助」「民間活力」の影で進行しようとしている。

### 四、今後のわれわれの取り組み

都市再開発においては、①自治体、公団・公社等を主体とした事業の促進と民間部門への指導、②自治体による長期的再開発計画の策定と、そのもとにおける民間の創意と資金

の活用、③住民ニーズ（良質低廉な都市施設、住宅の供給等）の最優先と、計画段階からの市民参加、④零細地権者・借家人等の居住権の確固たる保証、⑤公共用空間の確保、が必要であり、市民の生活環境を向上させる再開発事業を推進するよう、わが党は主張する。

第二に、地域振興の関係では、過疎、山村、豪雪、離島対策などがいずれも削減されており、行革特例法による補助率嵩上げ分の六分の一カットの特例措置が今年度で期限切れになるが、地方行革との絡みで延長のおそれがある。厚生関係を中心に四一件、二、三六〇億円余の補助一律的削減の方針が出されているのは周知の通りである。

また、豪雪対策事業、急傾斜地対策事業の推進、地震・火山観測体制強化、防災無線網整備がいそがれているにもかかわらず、これらの対策の軽視は予算要求に歴然としている。

いう三つの特徴をもつてゐる。①と②の間の矛盾を明らかにしつつ、いかにして国民本位の予算に変えていくかが、今後われわれの取組むべき課題であろう。

## 地方財政概算要求の問題点

### 一、概算要求に対する基本方針

わが党は、八五年度自治体行財政にかかる自治省の概算要求について、大要次のようないふたつの立場を示す。

その第一は、縮小・均衡化政策の転換である。すでに八四年度地方財政対策において、自治体の単独事業が二、八〇〇億円削減されたことが示すように、地方財政は、国の縮小均衡化政策に全面的に同調している。これを転換し、住民のニーズに適格に対応する行財政対策の確立をはかることである。

第二は、国・自治体間の行財政秩序の確立である。一九七五年度以来の地方交付税特別会計における借入金については、従来の約束が反故にされ、一九八四年度においては元金が国と自治体で折半されることとなり、加えて児童扶養手当の自治体負担の導入が企図された。こうした措置は、シャープ勧告以来の自治体行財政を完全に骨抜きにすることであ

り、これらをやめ国・自治体間の行財政秩序を確立・発展させることは急務の課題である。

### 二、概算要求の問題点

これに対して、地方財政概算要求は、地方分としての地方財政計画策定の民主化の問題である。自治省の試算によれば一九八六年度には、地方財政収支は財源不足から脱却する」とされている。このような見通しは、行財政改革の名によつて自治体の財政需要が、住民福祉はもとより自治体職員の賃金にいたるまで実態に即して算定されていないためである。自治体財政の財源不足額を完全に調整しえない地方交付税の矛盾をゴマ化し、その配分を自治省に都合のいいように合理化する手段とされている地方財政計画を民主的に策定することは、第二の課題の前提条件といえる。

第四は、地方税における社会的公平性の確保である。第三次産業の拡大が進むことによって、現行都道府県、市町村の主たる税源は著しく不均衡化している。安定的税源の確保と社会的負担の公平性を確保すること、また併せて勤労国民の所得にかかる所得税、個人住民税についても、地方税源の拡充を基本にしつつ負担軽減すること、以上の二つは、行財政上も避け得ない問題である。

第五は、自治体の自主性の尊重である。高給与を理由とする地方債制限等は、第二の課題とともに国・自治体間の関係を大きく歪めるものであり、地方自治の尊重の原点に立つ

てこれらは強く排されねばならない。

これは、一九八四年度の交付税特別会計借入金の折半償還に端的に示される国・自治体間の財政関係および地方財政の構造的改悪を全面的に推進するものといえる。

#### (一) 交付税率の実質引下げの恒常化

地方交付税総額は借入金利子を除くと九兆一、五二九億円となり、対前年度比七・四%と名目上伸びるが、交付税率に換算す

れば三一・五%と法定税率より実質一・五%削減されていることとなる。

しかも、六〇年度においても地方財政財源不足額は一兆五、〇〇〇億円を超えると見込れている。すなわち国は財政難を理由としつつ地方財政の根幹部分である交付税制度における交付税率の適正化を放置し、八四年度に実施した「特例措置」の継続により交付税率の“変動化”を進めるものである。

## (二) ゴマ化しの地方債計画

### 国庫補助率見直しと負担増

所 管	都 道 府 県	地 方 負 担 増	(単位・百万円)	備 考	
				市 町 村	計
環境庁	(二件)				
国土庁	(二件)				
外務省	(一件)				
文部省	(四件)				
厚生省	(九件)				
農水省	(八件)	七八、六七六			
通産省	(三件)	四五五			
労働省	(一件)				
運輸省	(四一件)				
	八二、六八〇	一			
	一五三、五九一	九〇			
	二三六、二七一	九〇			

六兆四、六七一億円と地方債計画は、対前年度比七、四二九億円、一〇・三%減とされている。地方債依存度の引下げは、一見地方財政の好転化を印象づけるが、補助率のカットによる自治体の一般財源のみ住民負担の増大がはかられようとしているなかで、地方債計画をも大幅に縮小することは、自治体の計画的および効率的財政運営はもちろん地域経済振興をも大きく阻害するものである。公債比率が一定率以下の自治体については、起債を自由化することが、ま

すます重要な課題となつていて。

### (三) 国庫補助金の一括削減

加えて国は、高率、非公共事業の国庫補助金の一括削減を六〇年度において実施しようとしている。これは、国庫補助金(八四年度二、五九二件、一四兆五、六四五億円)の七八・八%が地方公共団体向けであり、この圧縮が地方歳出削減、国の負担の地方肩替りとなるという考え方によるものであり、生活保護費補助をはじめとする四一件、二、三六三億円余(都道府県分八

三〇億円、市町村分一、五三〇億円）とさ  
れている（表参照）

これらは、本来、国の責任において国民  
生活のシビルミニマム確保のために講じら  
れてきたものである。住民福祉という点で  
自治体が一部負担を負うものであるとして  
も、自治体の行財政自主権の拡充を放置し  
たままで地方に対し負担のみを転嫁しよう  
とするることは許されない。

同時に、これらの補助金削減は、地方の  
基準財政需要額を増大させ、地方財源不足  
を更に拡大させるものであり、交付税率の  
更なる切り下げとなる。つまり、財源不足  
額の借入措置にかわる「特例措置」そして、  
この国庫補助率の引下げは、実質的交付税  
率の切り下げを一層加速するものであり、  
八四年度で端初をひいた地方財政への攻  
撃が本格化したこと意味する。

#### （四）過去の約束さえも反故

「行革特例法」にもとづく新産都、過疎  
地域等に対する補助高上げ分の六分の一削  
減の特例措置（八四年度まで）、財対臨特（利  
子配当所得に対する課税に見合った特例措  
置）についての復元は要求段階でさえも、  
すでに放置されている。

さらに、「自治省の『重点施策』では、『地  
方行革の推進』の柱として地方公務員の給  
与・退職手当、定員の適正化への個別指導

の強化がうたわれており、自治体行政の中  
央集権化及び自治体職員への攻撃を強化せ  
んとしている。以上みられる通り、政府は  
一方においては縮小均衡を地方に強制しつ  
つ、「まちづくり対策」など政府の宣伝的施  
策は推進するなど、国民福祉の切り下げ、  
地方負担増は行革審の地方行革推進路線に  
そつて八五年度概算要求に如実に示されて  
いる。

## 防衛庁概算要求の問題点

### 一、中曾根軍拡政治の進展と概算要求

「日米運命共同体」に立った「西側同盟」  
外交を開拓する中曾根内閣は、「日本列島不沈  
空母」構想の具体的軍事戦略・作戦である「三  
海峡封鎖、シーレーン防衛」の日米共同作戦  
態勢づくりをめざし、八五年度防衛予算を再  
び聖域化し、突出させようとしている。この  
「軍事優先、国民生活犠牲」の重拡予算は、レ  
ーガンの対ソ核対決政策に積極的に加担し、  
日米安保の世界安保化のもとで自衛隊の臨戦  
化、有事即応体制づくりを加速させていた中  
曾根軍拡政治の危険な軍事政策の反映にほか  
ならない。

「日米防衛首脳定期協議」（九月二十四日）で  
栗原防衛庁長官は、概算要求総額で三兆一、

四〇一億円もの巨額に膨れあがつた八五年度  
防衛予算II対前年度比7%増は、日本の「対  
米政治公約」と表明、あわせて防衛費対GN  
P比1%枠撤廃を既定のものとする旨をも言明  
した。これは、「防衛計画の大綱」（一九七六  
年）の早期達成を口実に、実質的にその廃棄  
をめざして現在策定作業中の「五九中期業務  
見積り」（六一～六五年度の防衛力整備計画）  
下の自衛隊の大軍備力増強計画への眺躍台と  
して、防衛予算を位置づける政治企図を明ら  
かにしたものであった。

先に対米軍事技術供与による武器禁輸政策  
を改廃し、核巡航ミサイル・トマホーク積載  
米艦船の日本寄港を黙認して非核三原則の空  
洞化をはかった中曾根内閣は、八五年度防衛  
予算で三木内閣以降政府が基本の防衛政策と  
してきた防衛費GNP比1%枠撤廃をも策謀  
している。これら「タブーへの挑戦」をその  
軍事政策上の特質とする中曾根軍拡政治は、  
これに止まらず、「日米諮詢委員会」に自衛隊  
の海外派兵を提言させたり、中西特命事項担当  
大臣の「危機管理懇談会」に民間防衛や國  
家総動員の有事体制づくりを進行させるな  
ど、戦後憲法体制を崩壊させるべくその危険  
な性格をむき出しにするにいたつていて、八  
五年度防衛予算は、このような危険な中曾根  
軍拡政治、わけてもその軍事政策を推進する  
最大のテコにほかならない。

## 二、八五年度防衛予算概算要求の軍事的な骨格

防衛費の聖域化をいいことに、対前年度比7%増の突出した八五年度防衛予算の概算要求を行なった防衛庁は、その要求の柱に既定の方針となつた陸、海、空三自衛隊の「三海峡封鎖、シーレーン防衛」の主要決戦兵器システムの新規、大量取得をおいている。さらに一般弾薬、ミサイル等の備蓄など危険な継戦能力の向上、後方支援体制の強化もめざされている。

三自衛隊の内訳で陸上自衛隊は、その主要な作戦となる着上陸阻止、防空、通峠阻止の決戦兵器にあたる機甲火力、対機甲火力、対空火力の一層の強化がはかられ総額で一兆〇、七七五億円（対前年度比六・四%増）が計上された。七四式戦車六八両（八五年度要求分〇%—後年度負担分一〇〇%）、七五式一五五ミリ自走榴弾砲一三門（〇%—一〇〇%）、一〇三ミリ自走榴弾砲一八門（四・五%—九五・五%）などが発注され、通峠阻止の要塞重砲が装備されることになる。さらに短SAM、ホーク改など野戦機動型対空防禦システムの根本的強化をひき続いてはかろうとしている。

海上自衛隊は三海峡封鎖と制海、着上陸阻止、シーレーン防衛をめざす対空、対艦火力

重視の制海艦づくりのために総額で七、〇六〇億円（対前年度比五%増）が計上されている。甲型護衛艦（DDG）一隻（一・二%一九八・八%）、甲型護衛艦（DD）二隻（〇・一%—一九九・九%）が発注されている。さらに一機一一七億円もするP-3C対潜哨戒機一一機（〇・六%—一九九・四%）の新規調達が要求されている。これでP-3Cの総調達機数の累計は四年後の一九八八年に五一機（うち一機減耗の見込み）となり、シーレーン防衛、確保のための制海力は飛躍的な増強、強化がはかられることになる。

航空自衛隊は、防空軍から制空軍への転換をはかる方針のもと、総額で七、五八七億円を計上し、三自衛隊のなかでもっとも高い対前年度比一〇%が要求された。中核決戦兵器は一機一〇四億円もするF-15一八機（〇・二%—一九九・八%）の新規調達である。これによつて、一九八八年度までにF-15は総機数で一二八機がわが国に配備され、航空自衛隊の制空力は格段に強化されよう。さらに、ナイキの後継高空用隊ミサイル・システムにパナリオットの新規導入がはかられて防空作戦能力の大幅向上がめざされることになつた。

これらのほかに、防衛庁は八五年度防衛予算の概算要求で、三自衛隊の統合演習や米軍との共同訓練・演習を重視し、また米空母艦

載機夜間発着訓練基地新設への便宜供与や、F-16配備予定米軍三沢基地建設費負担など、特に過大に集中している沖縄基地をはじめ、在日駐留米軍への「思いやり予算」を来年度もひき続いて確保するなど、八五年度防衛予算の概算要求は反国民的性格の強いものになつてゐる。

## 科学技術庁概算要求の問題点

自民党政府による拙速な原子力開発に偏重した科学技術行政がいかに誤りであるかは、かねてからわが党の指摘し、警告してきたところである。このことは次のよくな諸点で、いよいよだれの目にも明らかになつてゐる。第一に、原子力船「むつ」の問題は、自民党と科学技術庁の原子力政策全体の破綻を象徴している。

第二に、科技庁が予定した低レベル放射性廃棄物の海洋投棄は、国際的にも不可能となつてゐる。陸地処分を安全にできるような場所も日本にありそうにない。まして高レベル廃棄物を処分できるような場所は国内に皆無である。高レベル廃棄物やプルトニウムを、船舶や飛行機等で輸送すること自体も危険である。

第三に、原子炉や周辺主要配管の中性子や

水素等による脆化が、アメリカでも日本でも当初予測された以上に速く進行し、三〇年間稼動させるうえで、脆化が進んでいる過程において大きな地震等を受ければ、深刻無比な事故になりかねない。『原子力安全白書』によれば、新しい炉は事故が少なくなったといふ。しかし新しい時期に事故が少ないことは当然であるし、また新設を重ねることによって初期トラブルを少くすることができるようになるのも当然である。

問題はどの原発も、比較的若い時期は大過なく稼動できたとしても、老化して脆化が進んでからどうなるかである。このことは米原子力規制委員会（NRC）で問題にされてい

る以上に、地震国日本では深刻な問題である。

第四に、使用済核燃料の再処理施設は、東海のパイロット・プラントでさえ、酸回収系ばかりでなく溶解槽にも、さらにはプルトニウム濃縮系にも予想外の腐食が進み、安全な稼動は不能になっている。

国際的にみても、イギリスのセラフィールド再処理工場は一九七三年の事故以来、軽水炉燃料については全く稼動できていない。しかも最近の新聞でも報道されたように、再処理工場風下の広い地帯にガンが異常に多発し、公的機関の調査によつても、子供の白血病が平常値の一〇倍の発生率になつてゐる。フランスのラアーヴの再処理工場もたびたび

深刻な事故が起き、安全な稼動はできないない。アメリカのバーンウエル再処理工場は、経済的に安全な運転は不可能とされ、今年から閉鎖された。

このような実態の中で、東海の四倍もの大規模な第二再処理工場を、しかも近くに大きな活断層があり、予定地の地質も石油タンクが沈下するなど悪い所（六ヶ所村）に建設するなどということは常軌を逸している。

第五に、先輩国のアメリカでは一九七九年のスリーマイル島事故以来一〇〇件以上の原発建設画が放棄されてきたが、最近では五六%完成したマーブルヒル原発や、八五%完成したミッドランド原発の建設を中止したり、九七%完成したジマー原発を大改造工事で石炭火力に転換したり、またレーガンの下でさえ高速増殖炉の開発を中止した。

第六に、発電設備は近年大幅な過剰となり、昨年夏の最大電力消費日（八月五日）でも、九電力で九・九三四万kWであつたのにたいし、

九電力発電設備は一億三、六七五万kWであり、最大電力にたいし二八%、三、七四〇万kWも過剰である（当時原発は一、七三四万kW）。今年の記録的な猛暑日（八月九日）でも一億〇、六七四万kWに対し、発電設備は一億四、〇七〇万kWであり、最大電力に対し三二%、三、四〇〇万kW過剰である（原発は一、九六九万kW）。こうして需給事情からみても、原発建

設を中止して、ソフトエネルギーなど無公害エネルギーの研究開発に力を注ぐべき時期である。

にもかかわらず科技庁は、旧態依然として、予算の圧倒的部分を、原発等の立地促進、高速増殖炉や新型転換炉や再処理やウラン濃縮や、「むつ」新定係港建設をはじめとした原子力開発にあて、「防災科学技術の研究開発」には本年度予算よりもさらに減じて二一億円弱、そのうち地震予知の研究には九億円しか要求していない。無公害エネルギーの研究開発にいたつてはほとんどゼロ要求である。

宇宙開発は七%増の九一七億円余であるが、これも大いに問題である。

第一に、国会決議や宇宙開発事業団法を破つて、自衛隊に通信衛星の使用を許可した延長線上で、通信衛星3号、地球資源衛星一号、アメリカに協力した宇宙システムの開発等が計画され、軍事利用に全く歯止めはなくなろうとしている。

第二に、失敗した放送衛星「ゆり2号a」の責任は、事業団にも東芝にもGEにもとらせないまま（多額の利潤を含む全額を国とN H K から支払い）、無責任体制のもとで次の「2号b」と「3号」の開発が計画されている。国民の税金や聴取料がこのような形で独占資本位に使われてよいはずがない。

## 環境庁概算要求の問題点

一九八五年度の環境庁の予算概算要求は、総額四二八億六、八七〇万円、対前年度比一・五%減となっている。

概算要求における諸施策を貫ぬく基本方針は「環境保全型社会の実現」であり、その最重要課題として、有害化学物質対策の総合的推進、環境利用ガイド事業の推進、自然環境保全に関する調査、環境情報処理体制の強化を掲げている。

厳しい予算枠の中で、異例の約六〇%の増額を要求している有害化学物質対策費は、ダイオキシン等非意図的に生成される化学物質について環境中の存在を追跡し危険性を評価する「有害化学物質汚染実態追跡調査」、水銀、アスペストなどの環境濃度の長期的モニタリングを行なう「未規制大気汚染物質モニタリング実施事業」、トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・亜鉛・銅・ヒ素などの地下水系における挙動と汚染機構の解明をはかる「地下水質保全対策」、カドミウムによる土壤汚染調査と人体への影響のシミュレーションを作成する「市街地土壤汚染環境影響調査」、殺虫剤・除草剤・界面活性剤などの水界生態系に及ぼす影響や土壤における挙動を解明する「有害化学物質の挙動研究」……など

の新規事業を中心に構成されている。これは、ここ数年社会的関心が高まっているダイオキシン汚染や水銀問題、地下水汚染問題への対応を反映したものである。この新規事業の内容は、従来環境庁が進めてきた「一般環境中の有害化学物質調査」などによる汚染実態の調査の域をこえて、汚染機構の解明や汚染源の特定をおこない、環境行政の一環としての有害化学物質対策の確立を目指すものとして評価することができる。しかし、今日深刻な状況にある有害化学物質問題に対しても、現行の主として急性毒性のみを指標とする有害物質判定と個別物質の事後的規制を改め、少なくとも我が国で製造・使用されている二万種の化学物質に対して、①急性毒性の他に慢性毒性、蓄積性、発がん性関連の指標による有害物質の判定、②otoxicologyとともに臨床医学・疫学による健康への影響評価、③廃棄過程を含めた環境への影響と健康影響を総合的に評価する環境保健影響アセスメントの確立……などの予見的・予防的対策を目指すことが急務となっている。またそのためには、現行の厚生・農水・通産・労働など所管各省による個別対応に加えて、対策の総合的・効率的実施をはかる組織体制を確立することが必要である。

ついで約三〇%の増額を要求している自然環境保全調査費は、その九割を自然環境実態調査としての「緑の国勢調査」に充てており、実態調査をふまえた自然生態系の積極的保全策の展開にはいたっていない。自然公園における開発など自然環境の破壊が進行している今日、現行の自然保護法制度における土地利用規制のあり方を再検討し、いわゆる買上げ制度のほかに、土地利用制限に伴なう通常・補償制度を有効に機能させるための適切な補償算定方法の実用化など、私権や財産権と現行制度の隘路を開拓する道を模索すべきである。

自然環境保全とならんで概算の増額配分をされている地域環境政策推進費は、その大半を環境利用ガイド事業費に注ぎこんでいる。この事業は、大規模な開発事業計画等について、その構想段階で地域の環境特性に関する情報を収集・整理することによって、環境保全のための配慮が計画に適切に反映されることを企図している。しかし、環境保全に関する配慮の裁量権を開発計画立案・実施主体に全面的にゆだねたうえで、環境情報の提供のみを行なうこの事業によつては、地域環境保全は期待しえない。

以上のように、来年度の重点施策は、「環境保全型社会の実現」という基本目標を達成する有効な手段とはなりえない。しかも、来年度概算要求は、環境アセスメント関連の環境汚染未然防止対策費を昨年に引き続いて削減

している。これは、去る八月に「環境影響評価実施要綱」が閣議決定したことによつて、環境庁が環境アセスメント法制化を断念したこと反映するものである。

また、法案にかわるこの「要綱」は、主務官厅からの環境庁の排除、環境庁長官の意見申し出権の制限、住民意見の位置づけの低下、地方自治体の条例の独自性の否定、対象事業からの都市計画と港湾計画関連事業の除外……などの諸点で、アセス法案に比べて大きく後退した内容となつてゐる。七〇年代後半以降、公害規制行政から予見的環境行政への転換が求められ、その政策基軸を環境管理へと移行させてきた環境庁は、その中核的政策手段である環境（開発事業）アセスメント、計画アセスメント、地域環境管理計画の制度的确立を追求してきた。その第一歩である環境アセスメント制度の法制化の棚上げと内容の後退は、地域環境管理モデル計画の策定、快適環境（アメニティ）整備事業、環境利用ガイド事業などの環境管理型行政を目指す來年度の諸施策の空洞化を招くものであるとともに、公害防止から環境管理・環境創造への環境行政の積極的展開をも脅やかすものといわなければならぬ。

## 郵政省概算要求の主な内容と問題点

郵政省は、一般会計、郵政事業特別会計、郵便貯金特別会計、簡易生命保険及び郵便年金特別会計の概算要求をとりまとめ、今後、大蔵省と本格的折衝に入ることになる。

すでにわが党は、さる七月三十一日、郵省に対して「郵政関連予算・施策要求」の申し入れを行ない、その実現を強く迫つてきて

いる。また、ニューメディアなど電気通信、放送、電波行政に関連する予算を施策の要求についても、電電改革三法案の推移をみながら積極的に取り組んでいくことにしてゐる。

そこで以下、概算要求の主な点を記すとともに、郵政事業関係に焦点をしぼり、その特徴、わが党の要求に対する郵政省の回答、問題点について明らかにする。

### 一、概算要求の主な点

- (1) 一般会計の予算要求額は二四六億九、〇〇〇万円で、前年度予算額に対し一億七、八〇〇万円（〇・七%）の増加、しかし、政策推進に必要な予算は、対前年度に比べてニューメディア・先端技術の開発・振興が二億二、五〇〇万円で二億五、〇〇〇万の減額（財投分は除く）をはじめ、宇宙通信

政策の推進が八億一、八〇〇万円（一億四、四〇〇万円の減額）、放送行政の推進が一二億四、七〇〇万円（二億七、〇〇〇万円の減額）、電波資源の開発と利用秩序の維持が二億四、七〇〇万円（三億一、〇〇〇万円の減額）、国際協力の推進が四、七〇〇万円（六〇〇万円の増額）となつてゐる。この他、電々改革法案による株式の一部の現物出資によって、電気通信の振興に必要な事業を行なう「電気通信振興機構」の設立が計画されている。

- (2) 郵政特会の要求総額は、歳入歳出とも四兆五、三二七億円で、対前年に比べて一、七六四億円（四・〇%）の増加。うち、郵政サービスの改善と需要の拡大のための予算が三三億九、一〇〇万円（一四億三、二〇〇万円の増額）、郵便局舎等施設の整備及び機械化の推進が一、四三二億四、三〇〇万円（一四五億六、五〇〇万円の増額）計上されている。

- (3) 郵貯特会は歳入歳出とも七兆五〇二億円で二・六%の増で、単年度収支で三、五二一億円の黒字（累積で一、二四八億円の赤字）となつてゐる。郵便貯金の増加目標額六兆四、〇〇〇億円（五、〇〇〇億円の減額）である。
- (4) 簡保特会は、保険勘定が歳入六兆二、八二三億円、歳出四兆三、〇九三億円で過剰

金一兆九、七二九億円、年金勘定が歳入一、四〇四億円、歳出二〇九億円で過剰金一、〇九五億円となつてゐる。

## 二、申し入れに対する郵政省からの回答

さる七月三十一日、わが党は郵政事業関連予算及び施策の実現を要求する申し入れを行なつてきたが、このほど郵政省から回答があつた。このうち、わが党の申し入れと回答の主な点は次のとおりである。

〔社会党〕情報化時代の進展や、国民の多様なニーズに応え得る郵便事業の将来展望を明示するとともに、期日指定郵便、超特急郵便の創設など、その具体化に積極的に取り組み、事業の安定、拡大に努めること。

〔郵政省〕民間宅配業や各種電気通信メディアの発展等、郵便事業は厳しい環境下にある。

六十年度予算要求においても、①電子郵便実験サービスの拡大、②営業活動の強化、③宣伝・広報活動の充実、等引き続き国民のニーズに応じた郵便サービスの提供に努めるとともに、需要の拡大を図ることとしている。〔社会党〕少額貯蓄非課税の優遇措置の廃止、または縮減を意図した見直し作業が、政府・与党内で始つてゐようだが、少額預金者保護の立場からこれに断固反対し、非課税制度を今後とも維持していくこと。

〔郵政省〕郵便貯金は、簡便、手軽な、非課税

の貯蓄手段として国民に深く定着しており、非課税制度は、国民の少額貯蓄を奨励、促進し、その経済生活の安定と向上を図ることを目的とする郵便貯金制度の根幹となつてゐる。したがつて、郵便貯金の非課税制度は、今後とも堅持することはもちろん、より一層の制度の充実に努力していく。

〔社会党〕非課税制度が「脱税の温床」など悪用されないよう、名寄せの徹底など実効のある限度額の管理になお一層努めるとともに、高齢化、高学歴化社会に対応するため、新たに非課税としてシルバー貯金制度、教育貯金制度を創設すること。

〔郵政省〕①郵便貯金の限度額管理を厳正に行ななければならないことは当然であり、今後とも引き続きその徹底に努力していく。

(郵便貯金の限度額管理は、コンピュータ処理に切り替えてゐるので、迅速、効率的に行えるようになつてゐる。)

② シルバー貯金制度の創設については、一

般の預入限度額の引上げ(三〇〇万円→五〇〇万円)及び住宅積立郵便貯金の預入限度額の引上げ(五〇万円→一〇〇万円)と併せて昭和六十年度予算の重要な施策として要求しているものであり、今後、実現に向けて努力したい。

なお、教育貯金制度については、現在、進学積立郵便貯金制度があるが、今後の制度改

善の検討に当たつては、十分参考としたい。  
〔社会党〕郵便貯金資金の直接運用を実現させること。

〔郵政省〕昭和五十七年度以来、予算の重要な施策として、郵便貯金資金による国債の引受けについて要求してきているところであるが、いずれも実現に至つていらない。

昭和六十年度予算においても、今後の自由化等の動きに対応するため、郵政大臣が直接に国債の引受け(一兆円)ができるようになると、その実現に努めているところである。

〔社会党〕簡易生命保険、郵便年金制度については、国民のニーズに沿つて事業の経営、充実に努めること。

〔郵政省〕簡易生命保険、郵便年金事業では加入者の利益の増進を図るために、省の重要施策として、

① 簡易保険の加入限度額を現行一、〇〇〇万円から、一、八〇〇万円に引き上げること

② 資金運用制度について、積立金の運用範囲を拡大すること、及び余裕金を積立金と同様に直接運用できるようにすること、を

要求し、その実現に努めている。

〔社会党〕労使関係の一層の安定化のため、具体的方策を確立すること。とくに雇用の安定確保、労働条件の改善を基本とし、かつ効率化、合理化施策の実施にあたつては、労使交

渉により円満に解決が図られるよう努めるこ  
と。

〔郵政省〕郵政事業の円滑な運営を図るには、  
労使関係の安定化は不可欠の要件と理解して  
おり、事業の発展に向けて、労使が共通認識  
をより一層深めるよう、労使間の情報交換、  
意思疎通を行っているところである。民間と  
の競争にも耐えつゝ、事業の発展を図るには、  
今後とも効率化、合理化に真剣に取り組まな  
ければならないが、その実施に当つては、組  
合の理解と協力が得られるよう努めることと  
している。

### 三、問題点とわが党の主張

- (1) 郵便貯金制度の根幹ともいべき小額貯  
蓄非課税の廃止、または縮減を図ろうとす  
る政府・自民党の考え方に対する反対する。  
わが党は、この非課税制度を今後とも引き  
つづいて維持していくため、さらに積極的  
に取り組んでいく。
- (2) 郵便貯金の預入限度額の実効ある管理、  
シルバー貯金の創設、住宅積立郵便貯金の  
改善、郵便貯金資金による国債の引受けなど、  
まだ実現されていない。わが党は、高齢化  
社会をむかえこれら小額貯蓄に対する国民  
のニーズの実現になお一層努力していく。
- (3) 簡保の制度と資金運用の改善が不十分で  
ある。とりわけ資金運用の範囲拡大が認め



一九八四・一〇・一一

## 田中角栄被告有罪判決一周年を迎えて

### (談話)

日本社会党政治倫理確立特別委員会

事務局長 山 花 貞 夫

一、ロッキード事件丸紅ルート・田中角栄被  
告に昨年一〇月一二日、懲役四年、追徴金

五億円の有罪判決が言い渡されて以来一年  
が経過した。田中議員はこの判決の持つ重  
大な意味を受けとめて、即日議員を辞職し、  
そして潔く政界から引退すべきであつた。

それでも拘らず田中議員が全く反省するこ  
となく居坐り続け、金権政治の力を司法の  
場にまで及ぼそうとしていることは、まこと  
に遺憾である。

られていない点は問題である。また、郵便  
サービスの改善と需要の拡大、さらに郵便  
局舎等施設の改善・整備など、わが党が先  
に「申し入れした」要求の実現にはいずれ  
いく決意である。

も不十分である。したがつて、今後わが党  
の要求実現を郵政省、大蔵省へ強く迫つて  
いく決意である。

また、田中議員の影響力を排除する、と  
の中曾根自民党総裁声明に全く反して、今  
く支配されていることは、政治浄化を求める  
國民の願いを裏切るものである。

一、わが党は政治倫理確立を先の国会の重要  
課題とし、田中議員辞職勧告決議案を再提  
出するとの基本的態度を堅持しつつ、有罪  
議員に対する辞職勧告をルール化、慣例化  
すべきだ、と主張した。そして政治倫理協

議会におけるねばり強いたたかいの結果、有責議員を審査する正規の機関として「政治倫理審査会」を設置することになった。

政治倫理審査会の法的性格については、当然国政調査権を持ち、また対象となる有責議員について有罪議員を含ませなければならぬ。わが党は、今後政治倫理協議会、さらには政治倫理審査会における追及を通して、政治倫理確立のためのたたかいを継続する。

一九八四・一〇・一六

八月一〇日に人事院勧告がなされて以降、わが党や公務員共闘会議をはじめとする関係労働組合は、政府・自民党に対して早期に勧告を完全実施の閣議決定を行うよう強く求めきましたが、二カ月余を経た今日まで、完全実施の措置がなされていないことは、きわめて遺憾なことです。

さらに重大なことは政府・自民党が昨年に引き続いて人勧の「圧縮」による公務員給与の抑制の方針を検討しているとつたえられて

## 人事院勧告の早期完全実施の申し入れ

一、刑事被告人たる田中議員によって国政が左右されている由々しき状況をこれ以上放置することは許されない。わが党は今後、他の野党各党と協議の上、田中議員辞職勧告決議案を国会に提出することを期し、その速やかな実現をめざすために全力をあげる決意である。

一、わが党は今後とも政治の金権腐敗を是正するため院内外を通じて行動するものである。

こうした政府の考えは結局、今後数年間にわたって人事院勧告を抑制し続けることを認めることであり、まさに人勧尊重の基本姿勢を放棄することに他なりません。

こうした姿勢は完全実施に向けて努力することを明らかにしてきたこれまでの国会答弁や今年の四月四日の政労交渉においてなされた「完全実施に向けて誠意をもつて取り組む」との回答にまったく反する背信行為と言わざるをえません。

今年の民間賃金や三公社四現業職員の賃金がすでに改定されていることからしても、また強権的に国家公務員の共済年金の掛け金が

今年の一月から平均で四千円以上も引き上げられることになつたことからしても、いつも早く人事院勧告が公平に取り扱われ、完全実施されるべきです。

もうこれ以上国の財政難のシワ寄せを公務員労働者にのみ押しつけることはできません。

ただちにこうした不当な賃金抑制の国民生活性政策転換することを強く要求します。

政府は公務員労働者に対しては、まず何よりも使用者としての政府の責任を果たすこと

を最優先させるべきです。

人事院勧告は憲法に保障された労働基本権制約の代償措置であり、今年も人勧の抑制が続けられるならば、まさに人勧制度は崩壊の

危機に直面することになります。

わが党はこうした事態を看過することはできません。

一九八四・一〇・一八

わが党は貴職が人事院勧告制度をあくまで尊重する立場にたって、左記のよう措置されるよう強く申し入れます。

#### 記

一、人事院勧告完全実施の閣議決定をただちに行い、給与法の改正をすみやかにはかること。  
二、決定にあたっては、労働側との誠意ある交渉を徹底的に行うこと。

以上

一九八四年一〇月一六日

日本社会党中央執行委員会  
委員長 石橋政嗣

内閣総理大臣  
中曾根康弘殿

政府・自治省は、先に一九八五年度予算概算要求を決定・発表したが、その内容は地方財政逼迫に拍車をかけ、自治体の負担増、行政サービスの切りさげと住民負担増をまねくものとなつてゐる。

かかる概算要求を基礎に八五年度予算編成論議を進めることは、日本経済の活性化と国民福祉の増進にとって有害無実である。

従つて、政府・自治省は、以下の重点事項の実現を前提とした予算案作成を進めるべきである。

前項の地方交付税の拡充、補助金の一般財源化を進めること。

カットの対象となつてゐる生活保護、失業者その他は本来国の全額負担によつて行うべき国民のシビルミニマム確保のための事業であり、自治体の一般財源の拡充なき国庫補助の削減は、地方財源不足を更に拡大させ、行政サービスの切りさげと住民負担増をもたらし、国民福祉の破壊をもたらすものであり、断固として許すわけにはいかない。

- 三、マスコミ等法人事業税の非課税措置の撤廃、利子・配当所得にかかる総合課税の強化等不公平税制のは是正、自治体の自主税源の充実をはかること、また、個人住民税の物価調整減税の制度はもちろん住民税の大額減税を実施すること。
- 四、地下鉄、バス交通等に対する助成強化、地方公営企業に対する一般会計からの繰入金の拡充等の措置をはかるとともに、住民一律カット案についてはただちに撤回し、

## 地方財政負担増の中止と自治体行財政の拡充を求める申し入れ

一九八四・一〇・一六

生活の安全・安定を確保するため実施している自治体事業の下請け、民営化及び職員のパート化等は行わないこと。

五、「行革特例法」にもとづく地域特別補助の嵩上げ分の六分の一削減措置については、

本年度をもつて約束通り廃止し、離島・過疎・半島等の振興策の拡充をはかること。

六、人事院勧告完全実施の閣議決定をただちに行い、給与法改正をすみやかにはかるとともに、地方自治体の自主的給与改定への介入、「起債制限」等を中止すること。

右、申し入れる。

一九八四年一〇月一八日

日本社会党中央執行委員長  
石橋政嗣  
日本社会党地方行政部会長  
細谷治嘉

自治大臣  
田川誠一殿

## 「有事立法」制定の中間報告に対する抗議談話

日本社会党安保・自衛隊等  
安全保障基本政策委員会  
委員長 上原康助

一、

防衛庁は本日、衆院安保特別委員会において「有事における自衛隊＝軍事優先」を口実に、国民の基本的人権・私権の制限と停止を求めて自衛隊法の改悪を提起した去る一九八一年四月同委員会での報告に次いで、第二回目の「有事法制の研究について」の「中間報告」をおこなった。この「有事立法」制定を

強硬に推進している防衛庁の企図は、わが党が当初より指摘し、強く反対してきた通り、「戒厳・国家総動員体制」づくりにおかれてることは、今回の「中間報告」によつても如実に証明された。

二、

本日の「中間報告」にみられる有事法制整備研究のねらいは、交通、運輸、通信、電波、医療など国民生活にかかるあらゆる面での民間利用に優先される軍事利用が、現行関連諸法でも可能だ、との拡大解釈を既定視したうえに、さらにこれらの自衛隊による一元的を統制と管理・運用の総動員体制の確立がめ

ざされていることである。

防衛庁と他省庁との取り決めによつて、軍事作戦行動時の自衛隊に対し一定の優先権が与えられているにしかぎないこれら「道交法」「海上保安庁法」「航空法」「有線電気通信法・電波法」「建築基準法」等の改悪を提案した「中間報告」は、それによつて自衛隊の軍事利用の絶対的かつ完全な優先権を確立しようとしている。さらに、「中間報告」の企図は、戦時はもとよりそれいたらない「防衛出動待機命令」下令時でも行政戒厳令下において、国家・地方機関や民間機関、諸施設等の自衛隊軍事利用の優先と一元的な統制、管理・運用体制の確立はおろか、平時にいたるまでもその協力体制を強制、促進させようとしているのである。

三、「戒厳・國家総動員体制」づくりにむけて、自衛隊法の改悪を企図した第一回目の報告に次いで提出された今回の、交通、運輸、通信、医療等あらゆる面での自衛隊の軍事利用の特権的な優先権の確立と、それらの統制、管理、運用を図るべき関連諸法の改悪を提案した「中間報告」によつて、防衛庁が主導する「有事立法」制定の政治手法はほぼ明らかになつたといえる。それは、有事法制整備研究の名をかりて進める「有事立法」制定を、政府は平

時に制定すべきもの、と有事が切迫した段階で一挙に包括的・体系的に制定すべきものと分け、それらを同時に検討していくなかで、前者のごく一部分しか国会には公表してはいられないと思えるからである。

現行憲法の枠を超えた「有事立法」の核心をなす①非常事態宣言、②戒厳、③緊急命令、

④議会の停止、⑤強制動員、⑥基本的人権の全面的制限・停止、⑦緊急諸立法等、国家非

常事態に対処する諸方策を現行法の拡大解釈と改悪による実質的な改憲のつみ重ね方式と

それが不可能で強権的かつ一挙に包括的・体系的に「有事立法」＝「戒厳・國家総動員体制」の構築をめざす方式とが二回の「中間報告」をみてみると巧妙に同時進行させていくことが解る。このような防衛庁の有事法整備研究に名をかりた国民無視の憲法改悪の政治策動をわが党は断じてみとることはできない。

四、  
このような危険な企図をもつ「戒厳・國家総動員体制」づくりの政治策動は、中曾根軍拡政策がねらう戦後憲法体制の全面的な崩壊の、まさに集大成に他ならない。わが党は中曾根内閣によるこれらの反動的で危険な政治策動と全面的に対決し、「有事立法」制定反対・自衛隊の軍備増強阻止、日米安保の拡大・強化反対の国民的な闘いの先頭につことをここに改めて表明するものである。

可分の関係をなしていることが新ためて指摘されねばならない。

先に対米軍事技術供与による武器禁輸政策を改廃し、核トマホーク米艦船の日本寄港を黙認して非核三原則の空洞化をはかり、また

防衛費の対GNP比一%枠撤廃を企んでいる中曾根内閣のこれら“タブーへの挑戦”はこれにとどまらず、「日米諸問題委員会」に自衛隊の海外派兵を提言させ、さらには中西特命事項担当大臣の「危機管理懇談会」に民間防衛や総動員の有事体制づくりを進行させるなど、戦後憲法体制の全面的な崩壊をめざして、その危険な性格をむき出しにするにいたつているからである。

防衛庁が進めている「戒厳・國家総動員体制」づくりの「有事立法」制定の政治策動は、中曾根軍拡政策がねらう戦後憲法体制の全面的な崩壊の、まさに集大成に他ならない。わが党は中曾根内閣によるこれらの反動的で危険な政治策動と全面的に対決し、「有事立法」制定反対・自衛隊の軍備増強阻止、日米安保の拡大・強化反対の国民的な闘いの先頭につことをここに改めて表明するものである。

# 原子力関係施設建設中止に関する 申し入れ

先輩国アメリカでは、最も経験豊富なコモンウェルス・エジソン社のバイロン原発の運転許可申請が原子力規制委員会（NRC）によって却下され、また五六%完成したマーブルヒル原発や八五%完成したミッドランド原

発の建設が中止され、九七%完成のジマー原発は大改造工事で石炭火力に転換される。過去五年間に百件以上の計画が放棄されている。レーガンのもとでさえ高速増殖炉の開発には終止符が打たれた。エネルギー省の報告書は、原発建設コストと発電コストの急騰を告げている。

肝心の再処理施設は、東海のパイロット・プラントでさえ、酸回収系のみならず、溶解槽にも、さらにはプルトニウム濃縮系にも腐食が急速に進み、安全な運転は不可能であり、まして大型（四倍もの）実用施設を建設するなどというものは常軌を逸している。

原子炉壁や周辺主要配管の脆化も、アメリカと同様、予測された以上に速く進行し、地震国では特に危険である。『原子力安全白書』は、新しい原発の事故の減少を誇っている。しかし新しい時期に事故の少ないのは当然であるし、経験による若干の改良で初期事故を減らせるのも当然である。問題は三十年も稼働させる過程で、老化し脆化が進むとともに深刻無比な事故発生の危険性が確実に大きくなることにある。

日本でも、「むつ」は従来の原子力行政の破綻を象徴している。総理府の『世論調査』でも、原子力発電所に対し「心配（不安）に思うことがある」という人々が増加し、七〇%にも達している。

日本政府が望みをたくしていた低レベル放射性廃棄物の海洋投棄は、国際世論の前に不可能となつた。活断層分布図や地質図をみると、日本で安全に陸地処分できる場所はない。いわんや高レベル廃棄物においておやである。高レベル廃棄物やプルトニウムを船や飛行機で輸送することがいかに危険であるかも明らかとなつた。

発電設備は近年大幅な過剰となり、昨年夏の最大電力消費日（八月五日）でも三八%（三、七四〇万KW）、今年の記録的な猛暑日（八月九日）でさえ三二%（三、四〇〇万KW）もの過剰設備を有し、日本で原発建設は不要になつており、原発をこれ以上ふやすことは全発電設備の稼動率をさらに下げたり、償却が進んで安く発電できる火発等を早々に休止又は廃棄せざるをえなくして、大変な浪費となるばかりでなく発電コストをさらに引上げることにさえなる。

以上、あらゆる観点からみて、政府・関係省庁は勇断をもつて原子力行政を転換すべき時であり、特に左記の諸項を早急に実施すべきである。

## 記

一、むつ小川原三点計画、幌延高レベル廃棄物計画は中止し、軽水炉、新型転換炉、高速増殖炉、ウラン濃縮施設、再処理施設、放射性廃棄物貯蔵・処分センター等は実験室・研究室の段階にとどめ、「原型」・「実証」・「商業」の名称のいかんを問わずこれら以上の建設を中止すること。

二、原子力船「むつ」の新定係港建設と試運転の計画は中止し、即時廃船処分とするこ

と。

三、使用済核燃料の英、仏への再処理依託と、それに伴う使用済燃料やプルトニウムや高レベル放射性廃棄物の輸送とを中止すること。

四、広島・長崎の人々が三八年前に被曝した線量は以前の推定値より少なかったことが、明らかになつたことなどにかんがみ、放射線被曝規制基準の緩和計画は白紙撤回するとともに、従事者と公衆の年間被曝規制値をそれぞれ十分の一に引き下げる。

五、設備利用率を上げるために定期点検期間を短縮するには、潜在的危険性を高くするので中止すること。

六、企業等による住民の招待旅行や、自治体等に対する「協力金」、「補助金」、「寄付金」、特殊な「融資」など、事実上の買収的行為は即時止めさせること。

七、原子力施設設置の可否については、知事

等の意見を聴いて中央で決めてしまう方式を改め、立地可能性調査に先行して、当該市町村及び隣接市町村の三分の二以上の賛成を要する住民投票の実施によるなど、直接民主主義的方式に改めること。

八、公開ヒアリングは、現行の形式的なものにかわって、公平で民主的なヒアリングを、

前述の住民投票等の直接民主主義的方法

による決定に先だつて実施することに改めること。

右、申し入れる。

いので、計画をとりやめること。

九、原子力施設にかかる協定は、単なる紳士協定ではなく、法的に裏付けのあるものにするとともに、立地市町村だけでなく、

少なくとも当面十キロメートルにかかる市町村とも個別に協力を締結するものとすること。

一九八四年一〇月一八日

日本社会党中央執行委員会  
委員長 石橋政嗣  
党原発対策全国連絡協議会  
会長 栗原透

日本社会党中央執行委員会  
内閣総理大臣  
中曾根康弘 殿

通商産業大臣  
小此木彦三郎 殿

科学技術庁長官  
岩動道行 殿

内閣総理大臣  
中曾根康弘 殿  
サーマル試験（「試験研究の用に供する原子炉」）内閣総理大臣・科学技術庁所管）  
を実施することは、原子炉等規制法にてらして違法であるばかりでなく、日本最古の老朽軽水炉での実施はそれだけ危険が大き

一九八四・一〇・一九

## 衆議院定数訴訟・東京高裁判決について (談話)

日本社会党選挙制度対策委員会

委員長 角屋堅次郎

不均衡を違憲と判断したが、わが党はこの

一、広島高裁に次ぎ東京高裁もまた衆院定数

判決を歓迎すると同時に、「二度目」のもつ重大な意味を政府・自民党は深刻に受けとめるべきであると考える。

一、一票の価値の平等たることは民主主義の基盤であり、もしそれが失われるならば、日本国憲法前文が冒頭に要請する「正当な選挙」の理念にもとることになる。

一、この判決により、次期通常国会における定数は正は、もはや不可避となつた。最優

先課題の一つとしてぜひとも実現しなければならない。その際、①中選挙区制の堅持、②現行定数以内では正、③較差二倍ないし二・五倍を目途とする、その原則に立つて取りくむべきである。

うめもどきの深紅の実がひとつ美しい。

朝露に、しろい息がかかるとき、キラキラとしながら、はじけて土にとけてしまふ、ひかりの珠。

きのうの夜つゆは、月の光をつつむように、金色にかがやいて、そつとそのままにしておきたい。

。

### 〔政策資料〕購読料のお知らせ

(K)

定価 一部 三〇〇円

送料 一部 五〇円

年間購読料 四二〇〇円（前納）  
ご送金は左記へお願ひいたします。

郵便振替 東京8-80821

又は

大和銀行 衆議院支店

普通 203888

日本社会党政策審議会

### 政策資料編集委員会

委員長 嶋崎 譲

編集委員

武部 文

木島喜兵衛

島田琢郎

野坂浩賢

藤田高敏

矢田部理

浜本万三

岩垂寿喜男

船橋成幸

沖崎利夫

小林高摩三

館林千里

久保

遠藤隆次

渡辺博

大木正吾

安永英雄

竹田四郎

中村茂

森井忠良

岡田利春

兼事務局長  
会計監査

片山甚市

井上普方

佐間田勝美

渡辺博

大木亘

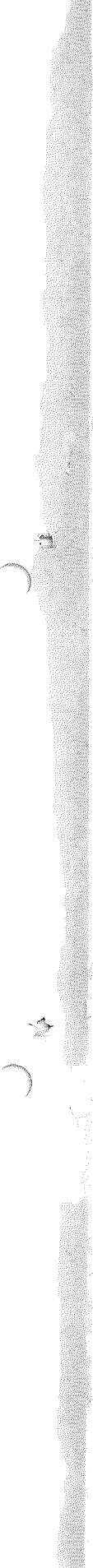
安永英雄

竹田四郎

中村茂

森井忠良

岡田利春



昭和 50 年 10 月 9 日第三種郵便物認可  
1984年12月1日発行  
政策資料第 219 号  
毎月 1 回 1 日発行

---

編集人 政策資料編集委員会

発行人 鳴 崎 譲

発 行 日本社会党政策審議会

〒100

東京都千代田区永田町2-2 衆議院第一議員会館  
電話 東京03(581)5111 内線3880~4

定価300円 (送料 50円)

---